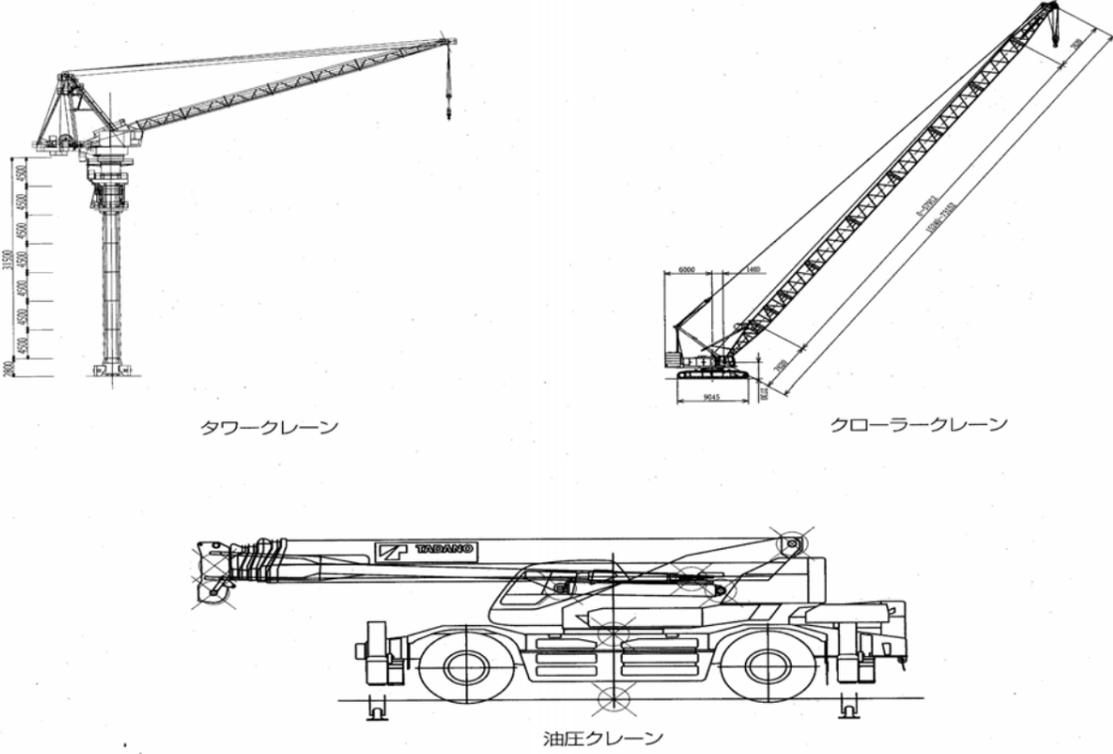


建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備 考
第1編	総則				
3	(1) 設計数量とは、設計図書に表示されている個数や、設計寸法から求めた正味の数量をいい大部分の <b>施工数量</b> がこれに該当し、材料のロス等については単価の中で考慮する。	48	(1) 設計数量とは、設計図書に表示されている個数や、設計寸法から求めた正味の数量をいい <b>完成建築物のほぼ実数量に該当する</b> 。 なお、材料のロス等については単価の中で考慮するものとする。	設計数量、計画数量、所要数量を定義する中で、施工数量という言葉の使い方は理解しにくく、現在ガイドブックや土補テキストで使われている説明の方が理解しやすいと考える。	
4	本基準において設計寸法とは、設計図書に表示された寸法、表示された寸法から計測・計算することのできる寸法及び <b>物差</b> により読みとれることのできる寸法をいう。	48	本基準において設計寸法とは、設計図書に表示された寸法、表示された寸法から計測・計算することのできる寸法及び <b>計測器具等</b> により読みとれることのできる寸法をいう。	デジタル处理的なものも含め言葉を訂正。(物差は言葉として使わない)	
	<b>【解説】</b> 物差で読みとる場合は、設計図の縮尺、図面精度を考慮のうえ、適切な方法とするとともに、計測器具についても、適切なものを選択する。	48	<b>計測器具等にて</b> 読みとる場合は、適切なものを選択し、設計図の縮尺、図面精度を考慮のうえ実測する。	基準訂正に伴い解説文の訂正	
5	(3) 計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計測、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し端数処理を行わなくてよい。	48～49		最終的にコスト算出ということで考えると、内訳書の小数点以下はいら ないのではという意見もあったが、小委員会としては今の所現状維持 とした。  <b>次期ステップで検討する必要あり。</b>	
	(4) 内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とする。ただし、100以上の場合は整数とする。				
6	数量に対応する単価は、「内訳書標準書式」の工種別方式における単価又は複合単価もしくは部分別方式における単価、複合単価又は合成単価とする。	49			
	<b>【解説】</b> 工事費(積算価額)は、一般に数量とこれに対応する単価との積の和を基本として計算されるが、 <b>両方式を通じて細目に対応すべき単価についてみると、3種類の単価がある。</b>	49	工事費(積算価額)は、一般に数量とこれに対応する単価との積の和を基本として計算されるが、 <b>両内訳方式の細目に対応すべき単価についてみると、以下の3種類の単価がある。</b>	<b>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</b> 不明確な表現の訂正	×
	<b>【解説続き】</b> ① 材料、施工等そのものの単価(材工分離) -これは主として工種別方式に対応すべき細目であり、杭、鉄筋、鋼材、木材等がある。	49	① 材料、施工等そのものの単価(材工分離) -これは主として工種別方式に対応すべき細目であり、杭、鉄筋、鋼材、木材等がある。	<b>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</b> 不明確な表現の訂正	×
7	本基準に規定した計測・計算の方法に準ずる <b>略算法</b> を用いるときは、適切な方法による。	50	<b>【基準内容を全面削除する】</b> 本基準に規定した計測・計算の方法に準ずる <b>略算法</b> を用いるときは、適切な方法による。	略算法を用いて精算積算する項目は限られている。(木・鉄筋) 小委員会では、本編中の略算法についてはすべて削除する提案をしている。 (総則のみ残しておくか・・・?)	
8	本基準に規定した計測・計算の方法に統計値を用いるときは、適切な <b>統計値</b> による。	50	<b>【7削除に伴い番号繰上げ】</b> 8 ⇒ 7	統計値、係数値、計数値、換算値・・・ 別添に本文からピックアップしてある。 あいまいな部分があるので、本編では必要最低限の表記に制限する。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考																																		
第2編 仮設																																							
第1章 仮設																																							
第3節 共通仮設の計測・計算																																							
1 通則	共通仮設は仮設図面等に基づいて積上げ計算するか、標準的な項目については適切な統計値により算出することが出来る。なお、積上げ計算する項目については、計画数量とする。	53	<p>【積み上げ内容を差替え】</p> <p>共通仮設費の積み上げ内容（建築）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料、設計図書に明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</td> </tr> <tr> <td>仮設建物費</td> <td>設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>工事施設費</td> <td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>環境安全費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用、工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備に要する費用、交通誘導員</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>揚重機械器具</td> <td>揚重機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>アスベスト粉じん濃度測定、アスベスト含有量調査、室内空気中の化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験費、レディーミクストコンクリート単位水量測定費、PCB含有シーリング材の判定試験費、上記に類する各種試験費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	準備費	敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料、設計図書に明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用	仮設建物費	設計図書によるイメージアップ費用	工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用	環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用、工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備に要する費用、交通誘導員	屋外整理清掃費	除雪に要する費用	揚重機械器具	揚重機械器具に要する費用	その他	アスベスト粉じん濃度測定、アスベスト含有量調査、室内空気中の化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験費、レディーミクストコンクリート単位水量測定費、PCB含有シーリング材の判定試験費、上記に類する各種試験費	<p>【共通仮設費の主な積み上げ項目と内容】の表を「最新の公共建築工事積算基準・解説」の表に差し替える必要有り。（試験費等の明記あり）</p> <p>Ⅲ 公共建築工事共通費積算基準・解説</p>	×																		
項目	内 容																																						
準備費	敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料、設計図書に明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用																																						
仮設建物費	設計図書によるイメージアップ費用																																						
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用																																						
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用、工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備に要する費用、交通誘導員																																						
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																						
揚重機械器具	揚重機械器具に要する費用																																						
その他	アスベスト粉じん濃度測定、アスベスト含有量調査、室内空気中の化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験費、レディーミクストコンクリート単位水量測定費、PCB含有シーリング材の判定試験費、上記に類する各種試験費																																						
		52～53	<p>【積み上げ内容を差替え】</p> <p>共通仮設費の項目と内容（『公共建築工事積算基準』より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td>仮設建物費</td> <td>監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>工事施設費</td> <td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td> </tr> <tr> <td>環境安全費</td> <td>安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用</td> </tr> <tr> <td>動力用水光熱費</td> <td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>屋外・敷地周辺の跡付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機械器具費</td> <td>共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費の積み上げ内容（建築）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備費</td> <td>敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料</td> </tr> <tr> <td>仮設建物費</td> <td>借家（貸ビル等）、宿舍、設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>工事施設費</td> <td>仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用</td> </tr> <tr> <td>環境安全費</td> <td>安全管理・合図等の要員に要する費用</td> </tr> <tr> <td>屋外整理清掃費</td> <td>除雪に要する費用</td> </tr> <tr> <td>機械器具費</td> <td>揚重機械器具に要する費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>各種試験費（ただし、コンクリート圧縮試験費、鉄筋圧接試験費を除く）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用	機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用	その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	項目	内 容	準備費	敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料	仮設建物費	借家（貸ビル等）、宿舍、設計図書によるイメージアップ費用	工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用	環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用	屋外整理清掃費	除雪に要する費用	機械器具費	揚重機械器具に要する費用	その他	各種試験費（ただし、コンクリート圧縮試験費、鉄筋圧接試験費を除く）	<p>【コスト研指摘事項】からも同様の指摘 最新（H23年基準）に整合させ差替える。-23年版改訂済</p>	<p>コスト研 資料-2-1 ×</p>
項目	内 容																																						
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用																																						
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用																																						
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用																																						
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用																																						
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等																																						
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用																																						
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用																																						
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用																																						
項目	内 容																																						
準備費	敷地測量に要する費用、道路占有料、仮設用借地料																																						
仮設建物費	借家（貸ビル等）、宿舍、設計図書によるイメージアップ費用																																						
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用																																						
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用																																						
屋外整理清掃費	除雪に要する費用																																						
機械器具費	揚重機械器具に要する費用																																						
その他	各種試験費（ただし、コンクリート圧縮試験費、鉄筋圧接試験費を除く）																																						

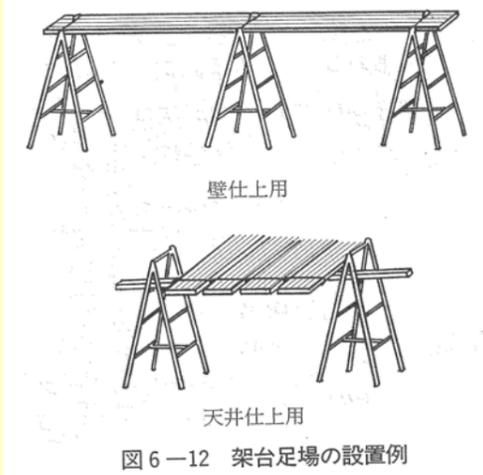
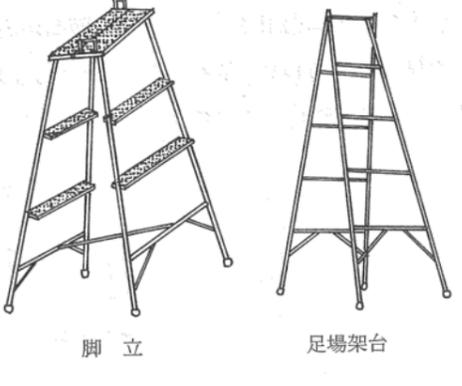
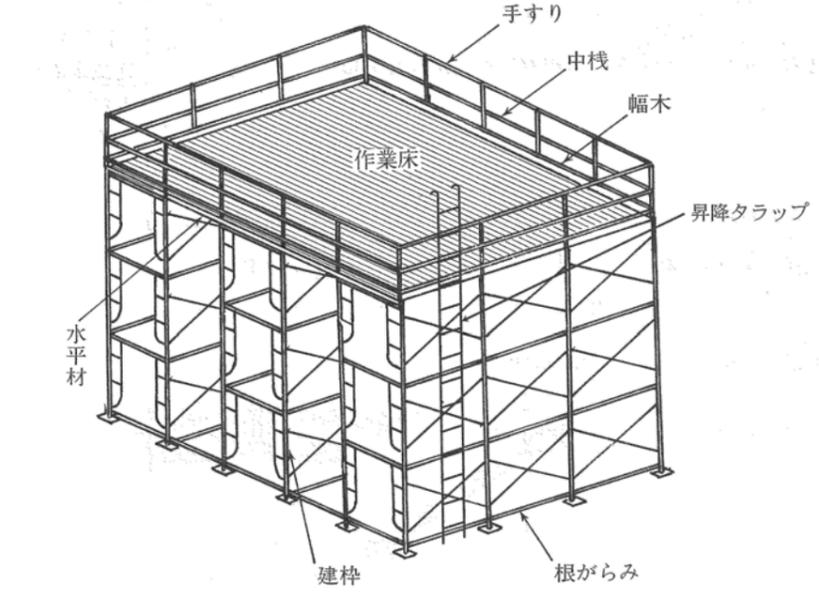
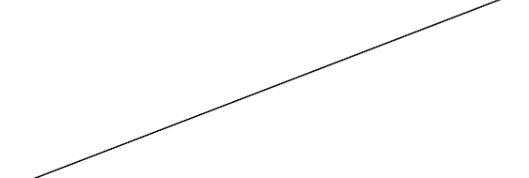
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(3) 安全管 理・合 図等 の 要員	現在項目なし	53	【項目追加とする】 (3)安全管理・合図等の要員 安全管理・合図等の要員とは、交通管理を行 う交通誘導員等、工事現場出入り口等に配 置する安全管理員のことをいう。	仮囲いと工事用道路等のみが解説 されているが、「安全管理要員」の 説明があるべきと考える。	
(4) 揚重機 械器具	現在項目なし	53	【項目追加とする】 (4)揚重機械器具 揚重機械器具とは、クレーン類(タワークレー ン、クローラクレーン、油圧クレーン等)とリフ ト類のことであり、積み上げ項目の中で金額 の占める割合が最も大きい。	仮囲いと工事用道路等のみが解説 されているが、金額が大きくなる「揚 重機械器具」の説明があるべきと考 える。	
			【主な揚重機械器具】  	理解を深めるためクレーンの挿絵を 挿入する。  【建築積算士ガイドブックP95より】	
(3) その他	積み上げ項目を必要に応じて、施工条件を明 示し、その他で扱う	53	【項目追加により通し番の変更】 (3)その他 → (5)その他	安全管理要員・揚重機械器具追加 により、(3)その他は番号をづらし、 (5)その他とする。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
2 各共通 仮設の 計測・ 計算					
(1)仮 囲い	仮囲いの数量は、種別、高さ等により区別し、仮囲いの外周面の長さを計測・計算する。	54			
	【解説】 (1) 仮囲いの転倒防止(足元)のための資材は、仮囲いの構成部材として扱い、計上の対象としない。施工条件明示された仮囲いについては、その外周面の長さを計測・計算する。	54	【解説内容を変更する】 <del>仮囲いの転倒防止(足元)のための資材は、仮囲いの構成部材として扱い、計上の対象としない。施工条件明示された仮囲いについては、その外周面の長さを計測・計算する。</del>  ↓【赤字部分を変更する】 (1)施工条件明示された仮囲いについては、その外周面の長さを計測・計算する。 搬入出入口(ゲート)については仕様別の設置数量を算出する。ただし片開き程度の出入口は、仮囲い本体の数量の中に含むものとし計測の対象としない。	転倒防止材についてわざわざ触れることもないだろう。それよりも当然必要とされるゲート、出入り口について解説がないので追加した方がよいと考える。	
(3) 安全 管理・ 合図 等の 要員	現在項目なし	54	【項目追加とする】 (3)安全管理・合図等の要員 安全管理・合図等の要員の数量は、工程表より算定される交通誘導員、安全管理員の延べ人数とする。	仮囲いと工事用道路等のみが解説されているが、「安全管理要員」の説明があるべきと考える。	
	解説記述なし	54	【解説追加とする】 (3)安全管理・合図等の要員の費用は、その要員の人数、必要日数を工程表等より算定し労務費を算出する。	解説を追加する。	
(4) 揚重 機 械 器 具	現在項目なし	54	【項目追加とする】 (4)揚重機械器具 揚重機械器具は、仮設計画及び工程表より算定される建設機械の台数による総使用日数とする。	仮囲いと工事用道路等のみが解説されているが、金額が大きくなる「揚重機械器具」の説明があるべきと考える。	
	解説記述なし	54	【解説追加とする】 (4)揚重機械器具は、仮設計画及び工程表よりクレーン類・リフト類の台数、使用日数を算定し、そのリース料金又は損料を算出する。	解説を追加する。	
第4節 直接 仮 設 の 計 測 ・ 計 算					
1 通 則	直接仮設は、受注者の任意で行われることが前提であることから、それぞれの仮設材そのものを計測せずに仮設の設置範囲(建築面積、延床面積)を数量とする項目と、設計寸法から計測・計算する項目がある。計測・計算する項目についても、一般的に任意で作成された仮設図面に基づいて計測・計算を行い、その数量は計画数量とする。	54			
	【解説】 直接仮設も共通仮設同様に任意仮設であり、遣り方、墨出し、養生、整理清掃後片付け、内部足場等は、建築面積又は延床面積を設置範囲として、費用を設置範囲で換算したものである。 仮設図面に基づいて計測・計算を行った数量は、施工条件等で明示された仮設であっても、計画数量とする。	54	【内容を一部変更する(赤字部分)】 直接仮設も共通仮設同様に任意仮設であり、遣り方、墨出し、養生、整理清掃後片付け、内部足場等は、 <del>仮設材そのものを計測せずにそれぞれの仮設の設置範囲(建築面積又は延床面積)を数量としている。</del> 仮設図面に基づいて計測・計算を行った数量は、施工条件等で明示された仮設であっても、計画数量とする。	【コスト研指摘事項】-23年版改訂済 不明確な表現の訂正	×

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考																				
(3) 足場	足場とは、工事施工に伴う内外の高所作業(2.0m以上)の作業床、通路として工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物等である。通常、外部足場と内部足場に区分する。	55	【内容を一部変更する(赤字部分)】 足場とは、工事施工に伴う内外の高所作業(2.0m以上)の作業床、通路として工事関係者の安全確保のために設置する仮設の構築物等である。通常、外部足場と内部躯体足場、内部仕上足場に区分する。	内訳書標準書式との整合をとるための区分とした。																					
	【解説】 外部足場は、安全性、作業性等を考慮して、枠組本足場等を標準とする。枠組本足場の枠幅(120,90,60)は、外部仕上げと建物の高さにより決定している。なお、敷地の状況から一側足場等も用いられている。 外部足場には、本足場(枠組、単管等)、昇降棧橋、一側足場(ブラケット付き、布板等)、張出足場、足場受けブラケット等があり、必要に応じてゴンドラ、高所作業台(車)が用いられる。 外部足場の存置日数については、建物の種類及び建物の階数により決まる。 内部足場は、階高が4m未満の場合は、架台足場を設置し、階高が4m以上の場合は棚足場等を設置する。 階高、作業内容により固定足場を設けず、ローリングタワー、高所作業台(車)を用いる場合もある。	55	次図による。	仮設の項目は理解されていない場合が多いので、挿絵図のようなものがあつた方が良いと思われる。(外部足場)																					
				理解を深めるため外部足場の挿絵を挿入する。 【建築積算士ガイドブックP157より】																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">外部足場(枠組本足場)設置標準</th> </tr> <tr> <th>建 枠</th> <th>1,200枠</th> <th>900枠</th> <th>600枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板 付 布 枠</td> <td>500布枠×2枚</td> <td>500+240布枠</td> <td>500布枠×1枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新 築 工 事</td> <td rowspan="3">RC造6階建以上 外壁タイル等</td> <td>RC造5階建以下 外壁タイル等</td> <td>RC造平屋建 外壁吹付け仕上程度</td> </tr> <tr> <td>RC造2階建以上 外壁吹付け仕上程度</td> <td>S造平屋建 外壁パネル・スレート張</td> </tr> <tr> <td>S造2階建以上 外壁パネル・スレート張</td> <td>地下階外壁部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 階高は、4m程度とする。 2. 表中の建枠及び板付布枠の寸法単位はmm。</p>			外部足場(枠組本足場)設置標準				建 枠	1,200枠	900枠	600枠	板 付 布 枠	500布枠×2枚	500+240布枠	500布枠×1枚	新 築 工 事	RC造6階建以上 外壁タイル等	RC造5階建以下 外壁タイル等	RC造平屋建 外壁吹付け仕上程度	RC造2階建以上 外壁吹付け仕上程度	S造平屋建 外壁パネル・スレート張	S造2階建以上 外壁パネル・スレート張	地下階外壁部	建枠(600・900・1200)の使い分け標準を挿入する。 【公共建築工事 積算基準の解説 P101より】	
外部足場(枠組本足場)設置標準																									
建 枠	1,200枠	900枠	600枠																						
板 付 布 枠	500布枠×2枚	500+240布枠	500布枠×1枚																						
新 築 工 事	RC造6階建以上 外壁タイル等	RC造5階建以下 外壁タイル等	RC造平屋建 外壁吹付け仕上程度																						
		RC造2階建以上 外壁吹付け仕上程度	S造平屋建 外壁パネル・スレート張																						
		S造2階建以上 外壁パネル・スレート張	地下階外壁部																						

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
2 各直接 仮設の 計測・ 計算					
(1) 遣り方	遣り方の数量は、建築面積とする。	56			
	【解説】 (1)遣り方の数量は、建築面積(建築基準法面積)とすることが一般的とされているが、 <b>基準法上の面積の対象とならないドライエリア、外部階段等の接地部分の面積を加算する。</b>	56	【内容を一部変更する】 (1)遣り方の数量は、建築面積(建築基準法面積)とすることが一般的とされているが、 <b>基準法上の面積対象とならない接地階当該面積を加算する。</b> ・ドライエリア ・玄関ポーチ ・外部階段(接地部分)等	実際の積算に沿って明細作成について解説追加。	
(2) 墨出し、養生、 整理清掃後片付け	墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、延床面積とする。	56			
	【解説】 (2)墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、延床面積(基準法延㎡)とするが、 <b>基準法上の面積に加算されないベランダ、バルコニー等の面積について別途考慮する。</b>	56	【内容を一部変更する】 (2) 墨出し、養生、整理清掃後片付けの数量は、延床面積(基準法延㎡)とするが、 <b>基準法上の面積対象とならない付帯部分の当該面積を加算する。</b> ・ドライエリア ・バルコニー ・外部階段 ・外部廊下(屋根あり) ・玄関ポーチ ・ヒロティ ・吹抜け等	実際の積算に沿って明細作成について解説追加。	
(3) 足場	1)外部足場 外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さ と構築物等の上部までの高さによる面積とする。 なお、足場の中心は、作業幅を考慮し、構築物等の外壁面から1.0mの位置を標準とする。 また、最上部には安全手摺を設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。	56	【赤字部分追加】 ・外部本足場の数量は、足場の中心の水平長さ と構築物等の上部までの高さによる面積とする。 なお、足場の中心は、作業幅を考慮し、構築物等の外壁面から1.0mの位置を標準とする。 また、最上部には安全手摺を設けるものとし、その数量は足場の水平長さとする。  ・狭小部における一側足場(抱き足場)の数量は、構築物等の外壁面から0.5mの位置を標準とし、その水平長さ と足場高さによる面積とする。 ただし一側足場(抱き足場)の場合は安全手摺の高さ を変えて建物上部までの高さ に1.0mを加算した高さを足場高さとする。	一側足場(抱き足場)の説明を追加する。	
	【解説】 足場材の建枠、板付布枠、筋かい、ジャッキベース等は、足場の構成部材とする。 外部本足場の設置面積は、原則的には、仮設図面により計測・計算するが、仮設図面のない場合には、本足場の設置長さは、通常は建物外周の長さ に8.0mを加算した水平長さ に姪物の上部までの高さとの積とする。 なお、一側足場の場合は、外壁外周の長さ に通常は4.0mを加算して水平長さを算出する。 設計地盤と現状地盤が異なる場合の足場高さの計測・計算は、原則として現状地盤(平均)を基準線とする。 本足場の場合、足場の上部に安全手摺を設置するが、一側足場の場合は安全手摺の高さ を変えて建物上部までの高さ に1.0mを加算した高さを足場高さとする。	56	【解説】(赤字部分解説追加) 足場材の建枠、板付布枠、筋かい、ジャッキベース等は、足場の構成部材とする。 外部本足場の高さは最下部をジャッキベースとし、規格された寸法の建枠を組み合わせ て組立られる。従って施工上は建物の上部までの高さ と全く一緒にはならないことがあるが、積算上は建物の上部までの高さとして計測・計算する。 外部本足場の設置面積は、原則的には、仮設図面により計測・計算するが、仮設図面のない場合には、本足場の設置長さは、通常は建物外周の長さ に8.0mを加算した水平長さ に姪物の上部までの高さとの積とする。 なお、一側足場の場合は、外壁外周の長さ に通常は4.0mを加算して水平長さを算出する。 設計地盤と現状地盤が異なる場合の足場高さの計測・計算は、原則として現状地盤(平均)を基準線とする。 本足場の場合、足場の上部に安全手摺を設置するが、一側足場の場合は安全手摺の高さ を変えて建物上部までの高さ に1.0mを加算した高さを足場高さとする。	外部足場の高さはあくまで積算上の考えであることを説明しておく必要があると考える。	

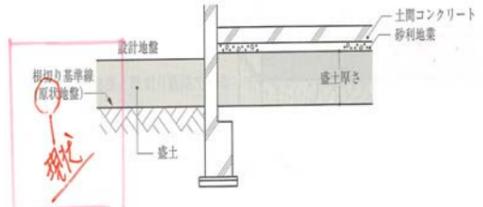
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
<p>2)内部足場 内部足場の数量は、延床面積とする。なお、階高が4.0m以上の内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に対応した対象面積とする。また、階段室、EVシャフト等の足場も内部足場として区別する。</p>	57	<p>【内容を二つに区分する-①】 2)内部躯体足場 階高が4.0m以上の場合には、内部躯体足場として型枠特殊支保工を計上する。 その数量は、階高ごとに区分した対象床面積とする。</p>	<p>内訳書標準書式との整合をとるために内部足場を躯体足場と仕上足場に区分する。</p>	
	57	<p>【内容を二つに区分する-②】 3)内部仕上足場 内部仕上足場の数量は、延床面積とする。なお、天井高が3.0m以上の内部仕上足場は、高さごとに区分した足場とし、その数量は高さごとの対象床面積とする。また、階段室の内部仕上足場、EVシャフト等のシャフト内足場も区別して計上する。</p>	<p>又、パイプサポートによる型枠支保工を基本に考えるならば、躯体足場は階高4.0mを基準で考えるべきであり、また仕上足場は天井高さ3.0mを基準とするべきではないか。</p>	
<p>解説記述なし</p>	57	<p>【解説追加とする】 2) 階高が4.0m未満の鉄筋・型枠足場は、躯体に引き続き仕上を施工する場合は、内部足場と兼用するため積算上は項目を計上しないこととする。 なお、階高が4.0m以上の場合には、階高ごとに型枠特殊支保工を計上する。  型枠特殊支保工は、型枠の支保工の専用架設と考えられるが、鉄筋の取付け足場等としても使用することから直接仮設として扱う。 なお、数量は支保工の体積とはせず、階高ごとに区分した対象床面積を算出する。  * 型枠はパイプサポート工法(一般的には3.5m前後の市販品)を基準としているため、型枠部材(大引き・根太他)とスラブ厚を加えた階高4.0m未満を特殊支保工の対象外とした。</p>		
<p>【解説】 事務所ビル等で階高が4.0m未満の内部足場には、架台足場等を設置し、設置面積として延床面積(建築基準法面積)を数量とする。なお、階段室、EVシャフト、吹抜け部分等がある場合は、各部分の高さに応じ区分した枠組棚足場(単管棚足場)の対象面積を数量とする。この場合、架台足場等の数量は延床面積から階段室等延床面積に含まれるこれらの対象面積を差し引く。 ローリングタワー、高所作業台(車)は、天井足場等として使用する場合は、仮設図面等に基づいて算出した台数及び設置日数を数量とする。この場合、架台足場等の数量は、延床面積からローリングタワー等の施工対象面積を差し引く。</p>	57	<p>【内容を一部変更する】 3) 事務所ビル等で天井高が3.0m未満の内部仕上足場には、架台足場等を設置し、設置面積として延床面積を数量とする。 3.0m以上の場合で天井仕上がある場合は、高さに応じた枠組棚足場とするが、施工状況によっては簡易型移動式足場(ローリングタワー)等を使用する。また、数量は高さごとに区分した対象床面積とする。 なお、階段室、EVシャフト、吹抜け部分等がある場合は、各部分の高さに応じ区分した枠組棚足場(単管棚足場)の対象面積を数量とする。この場合、架台足場等の数量は延床面積から階段室等延床面積に含まれるこれらの対象面積を差し引く。 ローリングタワー、高所作業台(車)は、天井足場等として使用する場合は、仮設図面等に基づいて算出した台数及び設置日数を数量とする。この場合、架台足場等の数量は、延床面積からローリングタワー等の施工対象面積を差し引く。  * 天井高3.0m未満の場合は、一般的に「脚立足場」という細目の表現をすることが多い。実際の施工においては、足場高さを1.5m程度として脚立を使用する場合と既製品の室内組立足場を使用する場合がある。</p>	<p>内訳書標準書式との整合をとるために内部足場を躯体足場と仕上足場に区分する。</p>	

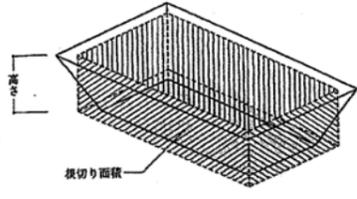
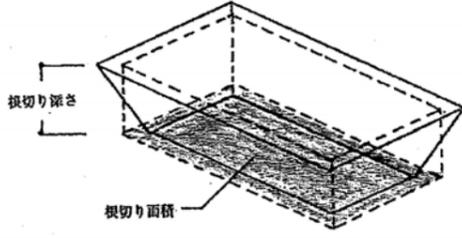
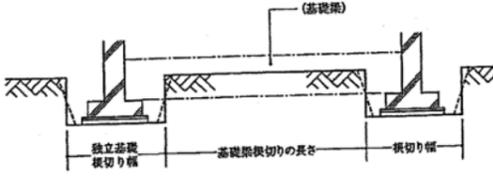
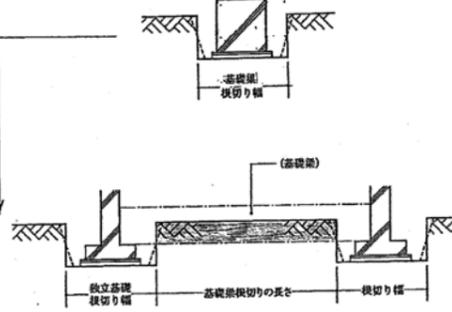
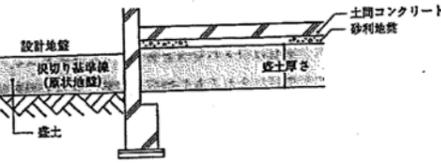
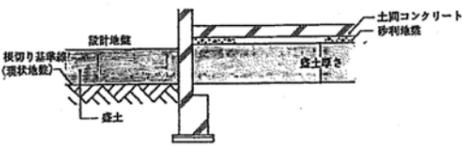
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備 考
			<p>挿絵挿入。(参照元は下記)</p> <p>「建築積算のための仮設計画標準」 【編集・発行】建築コスト管理システム研 究所</p>	
			<p>挿絵挿入。(参照元は下記)</p> <p>「建築積算のための仮設計画標準」 【編集・発行】建築コスト管理システム研 究所</p>	
<p>(4) 災害防 止</p> <p>1)垂直ネット張りの数量は、必要に応じた掛 け面積(掛け㎡)とする。</p>	<p>57</p>			
<p>解説記述なし</p>	<p>57</p>	<p>【解説追加とする】 1) 垂直ネット張りの数量は、2階建て以上の 場合に設置し、外部足場の1層分(1.7m)を除 く掛け面積(掛け㎡)とする。</p>	<p>実際の積算に沿って明細作成につ いて解説追加。</p>	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(5) その他の仮設	1)地足場 地足場は基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積とする。	57	【地足場を見出しとする】 (5)その他の仮設 +) 地足場 地足場は基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積とする。 ↓ (5) 地足場 地足場は基礎工事のために設置されるもので、その数量は建築面積とする。	2)、3)は、内部躯体足場・内部仕上足場として別掲載としているので番号をずらし見出しとする。	
	【解説】 1)地足場は、一般には基礎の根切り深さ1.5m以上の場合に設置される。なお、地足場の設置面積は実際の設置面積ではなく、建築面積を数量とする。ただし、地下面積が建築面積を超える場合は、建築面積に建築面積を超える地下部分の水平投影面積を加算する。なお、地足場は一般に単管の組み立て足場で作業通路を含めたものとする。	57	【1)を削除する】 +)地足場は、一般には・・・含めたものとする。	頭の番号をとる。	
	2)躯体支保工の数量は階高が5.0m以上の場合に、1.7mごとに高さを区別して算出した対象水平面積とする。	57	【基準を削除する】 内部躯体足場として計上することする提案のため削除する。		
	【解説】 2)躯体支保工は、型枠の支保工の専用仮設と考えられるが、鉄筋の取付け足場等としても使用することから直接仮設として扱う。なお、数量は支保工の体積とはせず、ステージ上部の合板等の水平見付面積を高さに応じた枠組の段数ごとに対象面積を区別して算出する。ただし、支保工単価が体積の場合には数量を体積とすることができる。	58	【解説を削除する】 内部躯体足場として計上することする提案のため削除する。	内部躯体足場として別途計上のため削除とする。	
	3)鉄筋・型枠足場の数量は、階高により区別した対象延床面積とする。	57	【基準を削除する】 内部躯体足場として計上することする提案のため削除する。		
	【解説】 3)鉄筋・型枠足場は、鉄筋、型枠の取付け並びに型枠の解体用で階高が5.0m未満と5.0m以上に区別して対象延床面積を算出する。なお、階高が5.0m以上の場合には、躯体支保工を利用する。	58	【解説を削除する】 内部躯体足場として計上することする提案のため削除する。	内部躯体足場として別途計上のため削除とする。	
第5節 専用仮設の計測・計算					
2各専用仮設の計測・計算					
(2)コンクリート足場	コンクリート足場の数量は、延床面積とする。		【基準に解説語句を挿入する】 コンクリート足場の数量は、延床面積とし、配管式コンクリート打設ポンプの場合に計測・計算する。	解説内容を基準に盛りこむ。(アンケートにも注文あり)	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第3編 土工・地業					
第1章 土工					
第1節 土工の定義	土工とは、 <b>整地</b> 、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土(不用土)処理等工事のための土の処理並びにこれらに伴う山留め、排水等をいう。	60	<b>【整地 → すきとり(切土)に変更する。】</b> 土工とは、 <b>すきとり(切土)</b> 、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土(不用土)処理等工事のための土の処理並びにこれらに伴う山留め、排水等をいう。	整地とは土の切盛を含めた行為の総称であり実質内訳上使うことは少ない。  逆に、すきとり(切土)に関して、記述しておく必要がある。 内訳書標準書式記載の順序もすきとりが最初で整地という項目はない。	
1 通則					
2 土の処理の計測・計算	土の処理は、 <b>整地</b> 、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土(不用土)処理に区別して定める。	61	<b>【整地 → すきとり(切土)に変更する。】</b> 土の処理は、 <b>すきとり(切土)</b> 、根切り、埋戻し、盛土、建設発生土(不用土)処理に区別して定める。	同上	
(1)整地	<b>整地</b> とは、設計地盤又は現状地盤に沿う敷地の地均しをいい、その数量は指定された範囲の水平面積とする。ただし、敷地が設計地盤より高いときは、計算上すきとり、切土して設計地盤を形成するものとし、その数量は敷地の設計地盤からの平均高さとして指定された範囲の水平面積による体積とする。	61	(1)整地 → <b>すきとり(切土)に変更する。</b>  <b>すきとり(切土)</b> とは、敷地が設計地盤より高い場合、切土して設計地盤を形成することをいい、その数量は敷地の設計地盤からの平均高さとして指定された範囲の水平面積による体積とする。 尚、敷地内の若干の不陸を調整する必要がある場合は整地として計上し、その数量は指定された範囲の水平面積とする。	同上	
	<b>【解説】</b> 敷地内地盤面の若干の不陸を修正する必要がある時は整地として計上し、その処理すべき面積を求める。  ただし、稀に現状地盤が設計地盤より高い場合には、直接現状地盤から根切り等をしないで設計地盤までの余分な土をすきとりあるいは切土したうえ、設計地盤を根切り基準線として根切り等を考える。 これをまとめると次のようになる。	61～62	<b>【内容を一部変更する】</b> 尚、敷地内の若干の不陸を調整する必要がある場合は整地として計上し、その数量は指定された範囲の水平面積とする。  ただし、稀に現状地盤が設計地盤より高い場合には、直接現状地盤から根切り等をしないで設計地盤までの余分な土をすきとりあるいは切土したうえ、設計地盤を根切り基準線として根切り等を考える。 これをまとめると次のようになる。	同上	整地については、解説にて簡単にふれている。
		62	挿絵についても、説明書きを変更する。  <b>整地(すきとり又は切土) → すきとり(切土)</b>	同上	
(2) 根切り	根切りとは、基礎、地下構築物等を施工するための土の掘削をいい、その数量は計算上根切り側面を垂直とみなし、その根切り面積と根切り深さによる体積とする。 根切り面積とは、原則として基礎又は地下構築物等の底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計測・計算した面積をいう。	62			
	<b>【解説】</b> 根切りは山留め壁を施さない場合(法付け工法)には、それぞれ根切りされる土に応じた勾配(法勾配)を持った逆台形の断面として施工されるのが一般的であるが、積算上は計算の簡便化のため下図に示すような面積の長方形断面に置換えて計測・計算する。なお、長さ方向についても同様とする。	62	<b>【内容を変更する】</b> 根切りは山留め壁を施さない場合(法付け工法)は、一般に掘削される土の性状に応じた勾配(法勾配)を持つ逆台形の断面として施工されるが、積算上は計算の簡便化のため下図に示すような長辺及び短辺について計算上の根切り側面(勾配中心線)を垂直とみなして求めたそれぞれの辺の長さを乗じて得た面積(根切り面積)と根切り深さによる体積とする。	<b>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</b>  不明確な表現の訂正	×

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考															
	3)余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅(根切り基準線における根切りのひろがり)の1/2を加えた幅をいう。 作業上のゆとり幅は、.0.5mを標準とする。ただし、土間、犬走り等の作業上のゆとり幅は0.1mを標準とする。 法幅の土質と根切り深さに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、指定のない場合の普通土の係数は、... ↓	64	/																	
	3)① 根切り深さが1.5m未満の場合は0とし、法を設けない。																			
	3)② 根切り深さが1.5m以上5.0m未満は0.3を標準とする。																			
	3)③ 根切り深さが5.0m以上は0.6を標準とする。また、山留め壁と躯体間の余幅は1.0mを標準とする。																			
	<b>【解説】</b> 余幅は基礎型枠の組立撤去等の作業に必要な「ゆとり幅」に「法幅」の1/2を加算したものである。 「ゆとり幅」については0.5mを標準とするが、土間、犬走り等のように根切り深さが浅く、型枠組立撤去等の作業が容易な場合の「ゆとり幅」は、0.1mとする。 「法幅」は根切り深さ(h)根切り深さに応ずる係数(α)との積として求める。 根切りによる法肩が敷地境界外に出る場合、あるいは振動、湧水等のため法付け工法が適当でなく、山留め工法を選択する場合は、山留め壁と躯体間の余幅は根切り深さに関係なく1.0mとする。 なお、普通土以外(砂礫、土丹、岩石等)の場合は地質調査の結果を踏まえ関係法令に従う。	64	<b>【解説内容を一部変更する】</b> 余幅は基礎型枠の組立撤去等の作業に必要な「ゆとり幅」に「法幅」の1/2を加算したものである。 「ゆとり幅」については0.5mを標準とするが、土間、犬走り等のように根切り深さが浅く、型枠組立撤去等の作業が容易な場合の「ゆとり幅」は、0.1mとする。 「法幅」は根切り深さ(h)根切り深さに応ずる係数(α)との積として求める。 根切りによる法肩が敷地境界外に出る場合、あるいは振動、湧水等のため法付け工法が適当でなく、山留め工法を選択する場合は、山留め壁と躯体間の余幅は根切り深さに関係なく1.0mとする。 <b>なお、普通土以外(砂礫、土丹、岩石等)の場合は地質調査の結果を踏まえ設計図書等による。</b>	<b>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</b>  不明確な表現の訂正	×															
	5) 根切り床付けの数量は、基礎、基礎梁下、耐圧盤下の砂利地業の面積による。	65	/																	
	<b>【解説】</b> 5)床付けとは根切り底面を平坦にする作業をいう。したがって床付けによる根切り数量の増減はない。	66																		
	<b>【解説内容を変更する】</b> 床付けは、機械掘では根切り底が乱れるため、特殊鋼へらなどを取り付けて平坦に均す作業をいう。 従って人工土工の場合又、盛土となる部位については計上の対象とはしない。	66		説明を付けて床付けの内容を分りやすくした。																
(3) 埋戻し	埋戻しとは、根切り部分と基礎、地下構築物との間隙を土、砂等により充てんすることをいい、その数量は、根切りの数量から <b>現状地盤</b> 以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利地業と捨コンクリートの体積を控除した数量とする。	66	<b>【内容を一部変更する(赤字部分)】</b> 埋戻しとは、根切り部分と基礎、地下構築物との間隙を土、砂等により充てんすることをいい、その数量は、根切りの数量から <b>根切り基準線</b> 以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利地業と捨コンクリートの体積を控除した数量とする。	語句表現の訂正(図との整合)																
	<b>【解説】</b> 埋戻しは施工上余分に根切りされた部分に土を充てんすることをいう。 埋戻しには、 <b>根切り及びすきとり土を使用する場合と購入土の場合があり、それらを区別する。</b>	66	<b>【内容を一部変更する(赤字部分)】</b> 埋戻しは施工上余分に根切りされた部分に土を充てんすることをいう。 埋戻しには、 <b>根切り及びすきとり土を使用する場合と購入又は他材料による場合があり、その種別は下記の通りとする。</b>	埋戻しの種別を明確にした。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材 料</th> <th>工 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 種</td> <td>山砂の類</td> <td>水締め、機器による締固め</td> </tr> <tr> <td>B 種</td> <td>根切り土の中の良質土</td> <td>機器による締固め</td> </tr> <tr> <td>C 種</td> <td>他現場の建設発生土の中の良質土</td> <td>機器による締固め</td> </tr> <tr> <td>D 種</td> <td>再生コンクリート砂</td> <td>水締め、機器による締固め</td> </tr> </tbody> </table>	種別	材 料	工 法	A 種	山砂の類	水締め、機器による締固め	B 種	根切り土の中の良質土	機器による締固め	C 種	他現場の建設発生土の中の良質土	機器による締固め	D 種	再生コンクリート砂	水締め、機器による締固め		
種別	材 料	工 法																		
A 種	山砂の類	水締め、機器による締固め																		
B 種	根切り土の中の良質土	機器による締固め																		
C 種	他現場の建設発生土の中の良質土	機器による締固め																		
D 種	再生コンクリート砂	水締め、機器による締固め																		

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(4) 盛土	盛土とは、設計図書によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、その <b>現状地盤</b> からの平均厚さによる体積とする。	67	<b>【内容を一部変更する(赤字部分)】</b> 盛土とは、設計図書によって土又は砂等を盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、その <b>根切り基準線</b> からの平均厚さによる体積とする。	語句表現の訂正(図との整合)	
	解説記述なし	67	<b>【解説追加とする】</b> 設計地盤が根切り基準線より高い場合は、根切り基準線までを埋戻し、根切り基準線よから設計地盤までを盛土として計上する。その種別については埋戻しに準ずるものとする。	解説追加により埋戻し、盛土の区分を明確にした。	
		68	<b>【語句の訂正】</b> 原状地盤 → <b>現状地盤</b> に訂正する。	言語が違っているのでの訂正	
3 山留め壁の計測・計算					
	4) 山留め壁(地中連続壁)の鉄筋は所要数量とし設計数量に対し、3%増を標準とする。	69		3%の根拠が不明 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。	
4 排水の計測・計算					
	2) 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、排水の数量と土質等に基づいて排水計画を設定した上で計測・計算する	70			
	<b>【解説】</b> 水替排水計画には下記のようなものがある。 釜場工法・フィルター井戸工法・ウェルポイント工法・ディープウェル工法・ジーマンスウェル工法 排水計画に基づき、各工法のか所数、延m、ポンプ台数、稼動日数等で計測・計算するのが一般的であるが特記による。	70	<b>【解説内容全体を変更する】</b> 根切りの進行にともない、根切り内に湧水及び雨水が浸入するというような場合は排水が必要となる。また、地下常水位が根切り底よりも高い場合は、掘削する前になんらかの方法で水位を下げておく必要が生じる。 水替排水計画には以下のようなものがある。 ↓ 続く	排水に関してはあまり認知されていないので、簡単に説明を明記する。 挿絵に関しては、あまり適当なものが見つからない。	
			① <b>釜場排水工法</b> 根切底(掘削面)より少し深い位置に釜場という集水桝を設置し、流れ込む地下水(湧水)を水中ポンプで排水する重力排水工法。 ② <b>ディープウェル工法(深井戸工法)</b> 井戸径300~600mm程度の井戸用鋼管を地中深く設置し、井戸内に流入した地下水を水中ポンプで揚水することにより井戸周辺の地下水位を低下させる動力排水工法。 ③ <b>ウェルポイント工法</b> 掘削面の周囲にウェルポイントという集水管を1m~2m間隔で地中に多数打ち込み真空度をかけて地下水を吸い上げ、地下水位を低下させる強制排水工法。 ④ <b>真空深井戸工法→ガイドブックにある名称(スーパーウェルポイント工法→アサヒテクノの登録商標なので使えないか?)</b> ディープウェル工法とウェルポイント工法の長所を兼ね備えた排水工法で、大深度でのバキューム効果による強制排水により揚水量は従来工法と比べて数倍から数十倍と大きく、より広範囲の地下水を早く低下することができる大深度真空排水、圧密脱水工法。 ↓ 続く		
			又、排水工法の採用による周辺の井戸枯れ、圧密沈下防止、放流能力がなかったり不足する場合の対処として、リチャージウェル工法等がある。(排水工法により揚水した水をディープウェルなどと同様の構造のリチャージウェルを介して帯水層に注入する工法)  排水計画は工法の種類、ポンプ等の容量ごとにか所数、稼動日数で計算する。		

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
土工事 挿絵訂正箇所		63		<p>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</p> <p>挿絵が分りにくいもの、間違いを訂正する。</p> <p>尚、挿絵はすべて解説文のあとに添付するようにすること。</p>	コスト研 資料-2-2 ×
土工事 挿絵訂正箇所		66		<p>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</p> <p>挿絵が分りにくいもの、間違いを訂正する。</p> <p>尚、挿絵はすべて解説文のあとに添付するようにすること。</p>	コスト研 資料-2-2 ×
土工事 挿絵訂正箇所		68		<p>【コスト研指摘事項】-23年版改訂済</p> <p>挿絵が分りにくいもの、間違いを訂正する。</p> <p>尚、挿絵はすべて解説文のあとに添付するようにすること。</p>	コスト研 資料-2-2 ×

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第2章	地業				
第1節	地業の定義				
第2節	地業の計測・計算				
1	通則				
2	各地業の計測・計算				
(2)	場所打コンクリート杭				
	2) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法等により区別し、原則として杭のか所数(本数)による。コンクリート体積については杭工法、杭径による適切な割増をした数量とする。また、必要に応じて杭頭部にコンクリートの余盛りを加算する。	71～72			
	<b>【解説】</b> 2)コンクリートの数量は、有効断面を確保するため、設計寸法以上に掘削するので、実際には設計数量より増加することが考えられる。なお、この場合の増加率は、土質、掘削深さ、杭寸法、工法等により異なり適切な統計値により補正した数値とする。	72	<b>【説明の追加(赤字部分)】</b> 2)コンクリートの数量は、有効断面を確保するため、設計寸法以上に掘削するので、実際には設計数量より増加することが考えられる。なお、この場合の増加率は、土質、掘削深さ、杭寸法、工法等により異なり適切な統計値により補正した数値とする。(参考資料 表4参照)	統計値による割増数量が参考資料に掲載されているので、最後に下記事項を追加とする。 ↓ (参考資料 表4参照)・・・P-204	
	3) 杭に用いる鉄筋の所要数量を求める場合は設計数量に対し、3%増を標準とする。	72		3%の根拠が不明 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。	
	解説記述なし	72	<b>【解説追加とする】</b> 3)杭鉄筋を所要数量にする場合は、太物が多いこともあり、設計数量に対して3%増を基準とする。 一般柱配筋とは径やかぶり厚さが大きく異なっているため、数量算出にあたっては、第4編第3章2節鉄筋の計測・計算の1通則2)の定めによらず、かぶり厚さや帯筋溶接長を考慮して計測・計算する。 尚、一般的にはメーカーで製造した市場寸法で現場に搬入するため、数量算出にあたっては、第3編第2章第2節地業の計測・計算2(2)3)の定めによらず、この寸法を組み合わせることで直接所要数量を計測・計算することもできる。	割増率3%の根拠の明示。 鉄筋算出方法について一般柱との積算方法の違いを明記。 又、杭鉄筋の市場寸法による数量積算を可とする旨明記した。	8/22ガイドブックへの質問より
(4)	ラップルコンクリート				
	3) 型枠を使用しない場合のラップルコンクリート数量は、割増を行なった数量とする。	72	<b>【内容を変更する】</b> 3) 施工高さ等により型枠を使用しない場合のラップルコンクリート数量は、掘削による精度を考慮し割増を行なった数量とする。	理由付を明記することとした。	
	<b>【解説】</b> 3) ラップルコンクリートは、高さによって型枠を使用しない場合があり、その場合の根切り数量及びコンクリート数量は、基礎幅に0.1mの出幅を加えた長さ高さにより計測・計算する。	72	<b>【解説内容を変更する】</b> 3) ラップルコンクリートは、施工高さによっては型枠を使用しない場合もある。 その場合、根切り数量は掘削による精度を考慮しラップルコンクリートの設計寸法に余幅0.1mを加えた長さによる面積と高さにより計測・計算する。 又、その掘削余幅に充てんするコンクリートを割増する。	現状説明では、根切とコンクリートの数量算出基準が不明解である。実際の施工に合わせ内容を変更した。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第4編	躯体				
第1章	躯体の定義と区分				
第2節	躯体の区分				
(4)床板(スラブ)	床板とは、柱、梁等に接する水平材の内法部分をいう。ただし、壁式構造については、壁又は壁梁等に接する水平材の内法部分という。片持梁等もこれに準ずる。	76	【言葉の訂正】 「水平材の内法部分いう。」を抜けている。  【校正後】 「水平材の内法部分をいう。」	言葉の校正する	
第2章	コンクリート部材				
第2節	コンクリート部材の計測・計算				
1	通則				
(2)型枠	1) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠等、材料、工法、コンクリート打設面等により区別し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積を次の各項に定めるところに従って計測・計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。	80	/		
	【解説】 型枠の計測・計算は、コンクリートの数量計算と同一の用紙に併記され、コンクリートの計測寸法が型枠の計測寸法に転用される。接続部の面積を差し引く場合は「さきの部分」から差し引く。たとえば、梁と壁の接続部は梁型枠から差し引くものとして計測・計算する。	81	【解説の最後に追加説明挿入】 型枠の計測・計算は、……差し引くものとして計測・計算する。 (以下の説明を追加挿入する) 通常、打放し型枠は仕上において該当範囲を計測・計算の上、最終的に躯体集計にて一般型枠と相殺するものとする。	打放し型枠について算出手順を明記した。	
	2) 梁と床板、基礎梁等と底盤、同一幅の柱と梁等及び壁式構造における壁と床板の接続部は、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算2)の定めによる「さきの部分」の接続部の型枠を差し引く。これ以外の接続部の面積が1.0㎡以下のか所の型枠の欠除はないものとする。	81	【内容を変更する】 2)各部分で「あとの部分」と「さきの部分」との接続部の型枠重複については、第2章第2節のコンクリート部材の計測・計算2)の定めによる「さきの部分」より重複する型枠を差し引いて計測・計算する。	積算数量の精度をあげるため「あとの部分」と「さきの部分」との接続部の型枠重複については、「さきの部分」より「あとの部分」の重複する型枠すべてを差し引く。	
	【解説】 2)一般的な梁と床板、基礎梁等と底盤、壁式ラーメン構造のように同一幅の柱と梁等が接続する部分及び壁式構造における壁と床板の様に同一施工となる接続部は差し引いて計測・計算する。 これ以外の柱と梁、大梁と小梁の接続部の様に柱、大梁の型枠を製作後、梁型部分を切り欠く接合部で面積が1.0㎡以下のか所の型枠は差し引かない。	81	【解説内容を変更する】 「接続部の面積が1.0㎡以下のか所の型枠の欠除はないものとする。」の基準を削除することにより現行解説文は削除とし、下記の内容に置き換える。  2)「あとの部分」と「さきの部分」との接続部の型枠重複については、「さきの部分」より「あとの部分」の重複する型枠を差し引くものとする。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	

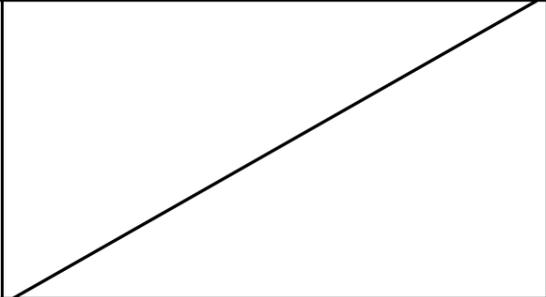
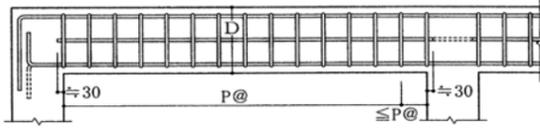
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
2 各部分 の計 測・計 (1)基礎					
2)布基礎	②型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)により、斜面については(2)4)による。	82			
	【解説】 ②型枠の数量については、1通則(2)1)の「側面及び底面」の代りに「側面及び斜面」としている。 接続部及び斜面の上面型枠の取扱いについては独立基礎の場合と同様である。 L字型、T字型、十字型の接続部型枠について、1か所当たり1.0㎡以下の場合、さきに計測・計算した布基礎の型枠から差し引かない。	82	【解説内容を変更する】 ②型枠の数量については、……と同様である。 L字型、T字型、十字型の接続部型枠について、1か所当たり1.0㎡以下の場合、さきに計測・計算した布基礎の型枠から差し引かない。  ↓(赤字部分を変更する)  ②型枠の数量については、……と同様である。 接続部の型枠の取扱いについては1通則(2)2)による。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差引くことによる訂正。	
3)基礎梁	②型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)による。	83			
	【解説】 ②基礎梁の型枠数量は、両側面の面積とする。 「さきの部分」との接続部の型枠は1か所当たり1.0㎡以下は差し引かない。また、基礎梁どうしの接続部については断面の大きな基礎梁を優先し、接続面の面積が1か所当たり1.0㎡以下の型枠は差し引かない。 なお、必要があるときは、基礎梁の底面型枠を計測・計算する。基礎梁が底盤と取り合う場合、基礎梁の型枠は底盤上部の側面型枠だけとなり、底盤にハンチがあるときはハンチ上部の基礎梁側面となる。	83	【解説内容を変更する】 ②基礎梁の型枠数量は、両側面の面積とする。 「さきの部分」との接続部の型枠は1か所当たり1.0㎡以下は差し引かない。また、基礎梁どうしの接続部については断面の大きな基礎梁を優先し、接続面の面積が1か所当たり1.0㎡以下の型枠は差し引かない。 なお、必要があるときは……側面となる。  ↓(赤字部分を変更する)  ②基礎梁の型枠数量は、両側面の面積とする。 接続部の型枠の取扱いについては1通則(2)2)による。 なお、必要があるときは……側面となる。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差引くことによる訂正。	
	4)底盤(基礎スラブ) ①コンクリートの数量は、設計寸法による盤厚と独立基礎、布基礎又は基礎梁等に接する内法面積とによる体積とする。 ただし柱との取合部分の底盤の欠徐はないものとする。	83	【内容を変更する】 ①コンクリートの数量は……面積とによる体積とする。 ただし柱との取合部分の底盤の欠徐はないものとする。  ↓(赤字部分を変更する)  ①コンクリートの数量は……面積とによる体積とする。 ただし底盤と取り合う基礎柱断面が1か所当たり0.5㎡以下の場合、原則としてコンクリートの欠徐はないものとする。	底盤と柱による欠徐部分は0.5㎡を基準として差引かないことを明記。	
4)底盤(基礎スラブ)	【解説】 ①地階の耐圧盤等に多く見られる基礎底盤のコンクリート数量は、盤厚と内法面積とによる体積とする。 基礎梁等との取り合い部にハンチ等がある場合はその体積を含める。 なお、底盤が基礎柱に接する場合、底盤の柱による欠除部分のコンクリートは差し引かない。	83	【内容を変更する】 ①地階の耐圧盤等に……その体積を含める。 なお、底盤が基礎柱に接する場合、底盤の柱による欠除部分のコンクリートは差し引かない。  ↓(赤字部分を変更する)  ①地階の耐圧盤等に……その体積を含める。 なお、底盤が基礎柱に接する場合、底盤の柱による欠除部分が1か所当たり0.5㎡以下の場合のコンクリートは差し引かない。	底盤と柱による欠徐部分は0.5㎡を基準として差引かないことを明記。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(2)柱					
	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)による。	83			
	【解説】 2)型枠数量は、柱コンクリートの周長と上下の床板上面間の長さとの積で求め、床板が接する部分は差し引かない。	84	【解説内容を変更する】 2)型枠数量は、柱コンクリートの周長と上下の床板上面間の長さとの積で求め、 <b>床板が接する部分は差し引かない。</b>  ↓(赤字部分を変更する)  2)型枠数量は、柱コンクリートの周長と上下の床板上面間の長さとの積で求め、 <b>1通則(2)2)により床板が接する部分を差し引く。</b>	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	
(3)梁					
	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び底面の面積とする。 ただしハンチのある場合の面積の伸びはないものとする。 接続部については、1通則(2)2)による。	84			
	【解説】 2)梁と床板が取り合う場合の梁の側面型枠は、床板の厚みを差し引いた面積とする。 ハンチのある場合の型枠は垂直ハンチの底面、水平ハンチの側面とも原則としてハンチによる面積の増加はないものとする。 ただし、コンクリートについてはハンチ部分の数量を含める。	84	【解説内容を変更する】 2)梁と床板が取り合う場合の梁の側面型枠は、床板の厚みを差し引いた面積とする。 ハンチのある場合の……数量を含める。  ↓(赤字部分を挿入する)  2)梁と床板が取り合う場合の梁の側面型枠は、 <b>1通則(2)2)により床板の厚みを差し引いた面積とする。</b> ハンチのある場合の……数量を含める。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	
(4)床版(スラブ)	1) コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、 <b>柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。</b> ただし、壁式構造については、設計寸法による板厚と壁又は壁梁に接する内法面積とによる体積とする。	84	【内容を変更する】 1)コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、 <b>柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。</b> ただし、壁式構造については……とによる体積とする。  ↓(赤字部分を変更する)  1)コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とする。 <b>ただし床板と取り合う柱断面が1か所当り0.5㎡以下の場合、原則としてコンクリートの欠除はないものとする。</b> 壁式構造については……とによる体積とする。	床板と柱による欠徐部分は0.5㎡を基準として差し引かないことを明記。	
	【解説】 1)床板のコンクリートの数量は厚さと梁等に囲まれた内法面積によるが、壁式構造については、床板が壁より「あとの部分」となるため、床厚と壁又は壁梁に接する床板の内法面積とによる体積となる。 <b>梁の断面が柱の断面より小さい場合、柱と床板との取り合い部床板の小さな欠除はないものとする。</b> しかし、明らかに「置きスラブ」である場合等は例外となる。なお、開口部がある場合は1通則(1)4)を準用する。	84	【解説内容を変更する】 1)床板のコンクリートの……による体積となる。 <b>梁の断面が柱の断面より小さい場合、柱と床板との取り合い部床板の小さな欠除はないものとする。</b> しかし明らかに……1通則(1)4)を準用する。  ↓(赤字部分を変更する)  1)床板のコンクリートの……による体積となる。 <b>柱と床板との取り合い部については、1か所当り0.5㎡以下の小さな欠徐はないものとし差し引かない。</b> しかし明らかに……1通則(1)4)を準用する。	床板と柱による欠徐部分は0.5㎡を基準として差し引かないことを明記。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(5) 壁	2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)により、開口部については、1通則(2)3)による。 ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠徐はないものとする。	85	<b>【内容を一部削除する】</b> 2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)により、開口部については、1通則(2)3)による。 ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠徐はないものとする。  ↓ (赤字部分を削除する)  2) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。 接続部については、1通則(2)2)により、開口部については、1通則(2)3)による。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	
	<b>【解説】</b> 2)型枠の数量は、壁コンクリートの両側面の面積とし、柱、梁、壁との接続部については、各接続面積が1.0㎡を超える場合にはそれぞれ接続する「さきの部分」の型枠数量から差し引く。 ただし、階段室等で壁と段スラブの接続部については、壁の段型の型枠面積の大小にかかわらず差し引かない。 開口部の計測は、1通則(2)3)の原則どおりであって、建具類等の内法の見付面積が1か所当り0.5㎡以下の場合には、型枠は差し引かない。 また、建具類等の見込部分の型枠は計測の対象としない。 .....	85	<b>【解説内容を変更する】</b> 2)型枠の数量は、壁コンクリートの両側面の面積とし、柱、梁、壁との接続部については、各接続面積が1.0㎡を超える場合にはそれぞれ接続する「さきの部分」の型枠数量から差し引く。 ただし、階段室等で壁と段スラブの接続部については、壁の段型の型枠面積の大小にかかわらず差し引かない。 開口部の計測は・・・対象としない。  ↓ (赤字部分を変更する)  2)型枠の数量は、壁コンクリートの両側面の面積とし、柱、梁、壁との接続部については、1通則(2)3)によりすべて「さきの部分」の型枠数量から差し引く。 開口部の計測は・・・対象としない。 .....	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	
	<b>【続き】</b> 口の場合は、.....突出している部分の壁梁底面の面積を加算する。 壁と壁との接続部の型枠については、接続部の面積が1.0㎡を超えるか所については壁の数量から差し引くこととなるが、通常の壁式構造ではまれである。	85	<b>【解説内容を変更する】</b> 2) 口の場合は、.....突出している部分の壁梁底面の面積を加算する。 壁と壁との接続部の型枠については、接続部の面積が1.0㎡を超えるか所については壁の数量から差し引くこととなるが、通常の壁式構造ではまれである。  ↓ (赤字部分を削除する)  2) 口の場合は、.....突出している部分の壁梁底面の面積を加算する。	接続部型枠の重複は1.0㎡にかかわらず差し引くことによる訂正。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第3章 鉄筋					
第2節 鉄筋の 計測・ 計算					
	3) 壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。 ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した内法長さに定着長さを加えた長さとする。 布基礎、基礎梁等もこれに準ずる。	87	【一部内容を変更する】 3)壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。 ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した内法長さに定着長さを加えた長さとする。 ↓ 3)壁式構造における壁筋の水平方向の長さは、壁の長さ(壁の内法長さと他の壁厚)に定着長さを加えた長さとする。 ただし、同一配筋の壁が連続している場合は、全体を通した長さ(内法長さと他の壁厚)に定着長さを加えた長さとする。	P88の図と記述内容が一致しないので、一部内容を補足する。(解説文のみ修正する)	
	【解説】 3)壁式構造は柱がないため、たとえば壁横筋が接続する他の壁を通して連続することが多く、この場合の横筋は他の壁にI.L字型、ロ.T字型に接続するまで連続して通して計測・計算した内法長さに定着を加えた長さとする。径が異なり、又は配筋が異なるときは、その部分ごとの内法長さをもとに計測・計算することになる。布基礎、壁梁筋についても同様とする。	88	【一部内容を変更する】 3)壁式構造は柱がないため、たとえば……計測・計算した内法長さに定着を加えた長さとする。 ↓ 3)壁式構造は柱がないため、たとえば……計測・計算した長さ(壁内法長さと他の壁厚)に定着を加えた長さとする。		
1通則					
	4) 重ね継手又は圧接継手について、本基準で定める場合を除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして継手か所数を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。	89	【名称の変更】 圧接継手 ↓ ガス圧接継手	名称を「ガス圧接継手」に変更する。	
	【解説】 鉄筋の継手位置は施工上は各部の応力を考慮し、現場における作業性、鉄筋の市場寸法等により定められるのであるが、積算上の便宜のために継手位置に関係なく平均としての市場寸法等を考慮して、本基準によって計測・計算し、鉄筋の長さについては径13mm以下は6.0mごとに、径16mm以上は7.0mごとに継手があるものとみなして継手か所数を求める。この場合、径の異なる継手は小径による継手長さとする。 また、圧接継手については径ごとに継手か所数を求める必要がある。 なお、柱、梁、壁、床板の主筋の継手についてはそれぞれの項に規定してある。	89	【名称の変更と一部内容変更】 また、圧接継手については径ごとに継手か所数を求める必要がある。 なお、柱、梁、壁、床板の主筋の継手についてはそれぞれの項に規定してある。 ↓ また、ガス圧接継手については径ごとに継手か所数を求める必要がある。 なお、柱、梁、壁、床板の主筋の継手についてはそれぞれの項に規定してあるが、スパンを考慮し、またSRC造の場合は鉄骨との取合いを考慮して、ガス圧接のか所を設定することが出来る。	名称を「ガス圧接継手」に変更する。 又、スパンやSRC造との鉄骨取合いを考慮することが出来る旨追加する。	
	解説記述なし	89	【解説に追加挿入とする】 ……規定してある。 近年、建物の大型化・高層化、またPCaをはじめとする工業化工法の発展により、高強度で太径が多く使用されるようになって来た。継手位置の自由度を高めるためには従来の重ね継手やガス圧接では対応が難しいので機械式継手や溶接継手が実用化されている。	左記に説明のとおり、近年多く使われるようになった機械式継手、溶接継手も説明を入れておく必要がある。	
	5) 圧接継手の加工のための鉄筋の長さの変化はないものとする。	89	【名称の変更】 圧接継手 ↓ ガス圧接継手	名称を「ガス圧接継手」に変更する。	
	【解説】 5)ガス圧接継手の切揃えによる切断分及び圧接による長さの縮みはないものとする。	90			

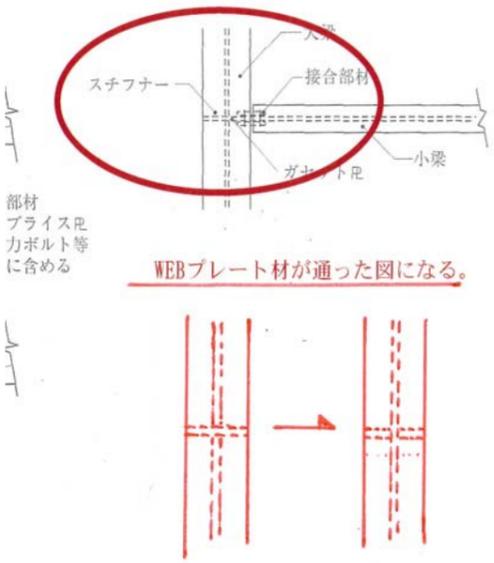
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	7) 鉄筋の割付本数が設計図書に記載されていない場合は、その部分の長さを鉄筋の間隔で除し、小数点以下第1位を切り上げた整数(同一の部分で間隔の異なる場合はその整数の和)に1を加える。	90	/		
	<b>【解説】</b> 柱のフープ、基礎梁、梁又は壁梁のスタラップ、床板、壁の配筋等で、そのピッチが示されているときの鉄筋本数計算の原則を定めたものである。 たとえば、長さ5.5mの梁でスタラップ D10@150mmと示された場合は、 $5.5 \div 0.15 = 36.66 \rightarrow 37$ よって $37 + 1 = 38$ (本)となる。 また、両端1.3m@150mm、中央部@300mmと指定されたときは括弧内の規定により両端は $1.3 \div 0.15 = 8.66 \rightarrow 9$ (本)×2、中央部は $2.9 \div 0.3 = 9.66 \rightarrow 10$ (本)よって $28 + 1 = 29$ (本)となる。	90	/		
	<b>【続き】</b> スタラップの長さをコンクリートの周長によることは、1通則2)に規定しているが、端部にハンチのある場合には、ハンチ部分中央断面のコンクリート周長を、スタラップの長さとして計測・計算する。 なお、追加する1本は端部にあるものとする。 なお、壁式構造の壁筋割付については、第2節2各部分の計測・計算の(5)壁2)壁(壁式構造)2)-2縦筋、2)-4横筋による。	90	<b>【解説文の内容を一部変更する】</b> スタラップの長さを……計測・計算する。 なお、追加する1本は端部にあるものとする。 なお、壁式構造の壁筋割付については、……  ↓(赤字部分を削除する) スタラップの長さを……計測・計算する。 なお、追加する1本は端部にあるものとする。 壁式構造の壁筋割付については、……	なお、……。なお……。と2回続くのはおかしいので、2回目の「なお」は削除とする。	
	9) 鉄筋についてその所要数量を求めるときは、その設計数量の4%の割増を標準とする。	90		3%の根拠が不明 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。	
2 各部分 の計 測・計 算					
(1) 基礎					
3) 基礎梁					
	② 連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、1通則4)の規定にかかわらず、基礎梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとする。 ただし、単独基礎梁及び片持基礎梁及び壁式構造の基礎梁の主筋の継手は、1通則4)により、基礎梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手の位置は設計図書による。 重ね継手の長さは、1通則6)による。	91~92	/		
	<b>【解説】</b> ②連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、 <b>広く基礎梁の長さの関係等により継手の間隔、位置等の想定は困難であるため、設計又は施工とは関係なく積算上の取りきめで算定する。</b> 原則として基礎梁の長さが、5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとし、継手か所数を求める。 これは基礎梁としては……	92	<b>【解説文の内容を一部削除する】</b> 連続する基礎梁……については、 <b>広く基礎梁の長さの関係等により継手の間隔、位置等の想定は困難であるため、……</b>  ↓(赤字部分を削除する) 連続する基礎梁……については、継手の間隔、位置等の想定は困難であるため、……	文章の意味が理解しづらいので、一部文章の削除を行う。	

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
<p>④ スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は各基礎梁ごとに1通則2)、3)及び7)による。 また、腹筋の余長は、1通則6)によるが、壁式構造では(5)壁2)-4横筋による。</p>	<p>92</p>	<p><b>【内容を変更する】</b> スタラップ及び幅止筋の……による。 また、腹筋の余長は、1通則6)によるが、壁式構造では(5)壁2)-4横筋による。</p> <p style="text-align: center;">↓(赤字部分を変更する)</p> <p>スタラップ及び幅止筋の……による。 また、腹筋の余長は、設計図書に記載のない場合、第一あばら筋(梁端)より0.03mとし、継手を設ける場合には0.15mとする。 壁式構造では(5)壁2)-4横筋によるものとする。</p>	<p>1通則6)によるとあるが、日本建築学会建築工事標準仕様書JASS5鉄筋コンクリート工事の規定を見ると腹筋は梁長さではない。現状に則した内容にするべきなので、追記する。</p>	
<p><b>【解説】</b> ④スタラップ及び幅止筋の長さ、本数は、1通則2)及び7)の規定により各基礎梁ごとに計測・計算する。 ただし、一般に基礎梁の梁せいが1.5m以上の場合には、一本物では加工・組立が困難となるため、下図のように分割する方法もあるが計測・計算は通則による。</p>	<p>93</p>			
<p><b>【続き】</b> 壁式構造で布基礎の基礎梁に該当する部分のスタラップの長さは、1通則2)によるものとし、縦筋が設計図書に記載のあるときは布基礎のコンクリートの高さに余長を加えた長さとする。 また、腹筋については、設計図書に記載のある場合を除き、基礎梁の長さを鉄筋の長さとする。 壁式構造の腹筋は壁横筋と同じ配筋をすることから、(5)壁(壁式構造)2)-4横筋による。</p>	<p>93</p>	<p><b>【内容を変更する】</b> 壁式構造で……長さとする。 また、腹筋については、設計図書に記載のある場合を除き、基礎梁の長さを鉄筋の長さとする。 ……(5)壁(壁式構造)2)-4横筋による。</p> <p style="text-align: center;">↓(赤字部分を変更する)</p> <p>壁式構造で……長さとする。 また、腹筋については、設計図書に記載のある場合を除き、基礎梁の長さに片面0.03mの余長を加算する。継手が設ける場合には鉄筋径にかかわらず0.15mとする。 ……(5)壁(壁式構造)2)-4横筋による。</p> <p>(b) あばら筋の割付け (1) 間隔が一様で、ハンチのない場合</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図3.6 あばら筋の割付け(その1)</p>	<p>1通則6)によるとあるが、公共建築工事標準仕様書(各部配筋参考図)の規定を見ると腹筋は梁長さではない。現状に則した内容にするべきなので、追記する。</p> <p>■下記図は、公共建築工事標準仕様書(各部配筋参考図)より</p>	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(2)柱					
	2) 主筋の継手は、1通則 4)の規定による。ただし、基礎柱については基礎柱部分の主筋の長さが3.0m以上の場合は1か所、その他の階の各階柱の全長にわたる主筋については各階ごとに1か所の継手があるものとする。柱の途中で終わり又は始まる主筋の継手については、1通則4)による。径の異なる主筋の継手は、各階1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。重ね継手の長さは、1通則6)による。	94			
	【解説】 ① 基礎柱については基礎梁上面までの主筋の長さが3.0m以上の場合に、1か所の継手を設ける。 また、各階柱の主筋の長さは、柱の長さ(階高)とし、最上階柱の主筋には余長の長さを加える。継手は階高にかかわらず各階ごとに1か所あるものとする。	95	【解説内容を変更する】 ① 基礎柱については基礎梁上面までの主筋の長さが3.0m以上の場合に、1か所の継手を設ける。 また、各階柱の主筋の長さは、柱の長さ(階高)とし、最上階柱先端部でフックが必要とされる場合はフックの長さを加える。 継手は階高にかかわらず各階ごとに1か所あるものとする。	最上階の主筋の説明が不足しているので追記する。 余長 → フックと訂正する。	
	3) フープは各階ごとに1通則2)及び7)による。	94	【スパイラルフープの継手基準を追加】 3)フープは各階ごとに1通則2)及び7)による。 スパイラルフープの継手については、1巻単位で搬入されるものとし継手を考慮する。	スパイラルフープの継手についての明記がないので、追記する。	
	解説記述なし	96	【解説追加とする】 3)スパイラルフープの搬入単位(加工寸法)については、注文寸法、加工寸法が一定の値ではないが、積算上は30kg/1巻ごとに継手を加算する。 尚、継手長さは設計図書の記載によるものとする。	スパイラルフープの継手についての明記がないので、追記する。	
(3)梁	1) 梁の全長にわたる主筋の長さは、梁の長さ にその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。 ただし、同一の径の主筋が柱又は梁を通して連続する場合は、定着長さにかえて柱又は梁の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。	96			
	【解説】 1)梁は柱間又は梁間をつなぐ横架材の内法寸法とする。 梁の主筋長さは、梁内法長さに、その接続する柱や梁に定着している長さを加えた長さとする。 最上階大梁の外端部上端主筋の定着長さは、下図のように柱外端部まで入れてからの定着長さとする。	96	【内容を変更する】 1)梁は柱間又は…… ……長さを加えた長さとする。 最上階大梁の外端部上端主筋の定着長さは、下図のように柱外端部まで入れてからの定着長さとする。  ↓(赤字部分を変更する)  1)梁は柱間又は…… ……長さを加えた長さとする。 最上階大梁の外端部上端主筋の定着要領は、下図のように柱外端部までの長さ に定着長さを加える。	説明内容が理解しにくいので、一部内容を変更する。	

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
<p>3) スタップ及び幅止筋の長さ, 本数は各梁ごとに1通則2), 3)及び7)による。 また, 腹筋の余長は, 1通則6)による。</p>	<p>96</p>	<p>【内容を変更する】 スタップ及び幅止筋の……による。 また, 腹筋の余長は, 1通則6)による。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>スタップ及び幅止筋の……による。 また, 腹筋の余長は, 設計図書に記載のない場合, 第一あばら筋(梁端)より0.03mとし, 継手を設ける場合には0.15mとする。</p>	<p>1通則6)によるとあるが, 日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事の規定を見ると腹筋は梁長さではない。現状に則した内容にするべきなので, 追記する。</p>	
<p>参考配筋図追加とする。 (大梁)</p>	<p>97</p>	<p>【大梁配筋参考図追加】</p>	<p>現在定着長さの部分だけアップ詳細があるが, 梁の配筋全体が理解できる挿絵がほしい。</p>	
<p>参考配筋図追加とする。 (小梁)</p>	<p>97</p>	<p>【小梁参考配筋図追加】</p>	<p>現在定着長さの部分だけアップ詳細があるが, 梁の配筋全体が理解できる挿絵がほしい。</p>	
<p>(4)床板 (スラブ)</p>				
<p>3) 同一配筋の床板がある場合には, 適切な計算法による計数值とすることができる。</p>	<p>97</p>	<p>【3)の基準を削除とする】</p>	<p>計数值について 積算を簡略化する手段の一つとしてではあるが, 基準としては明記するのはおかしい。 実数との差異が大きいため, 実際に行ってはいない現状。 よって3)は, 削除としたい。</p>	
<p>【解説】 3)同一配筋の床板が多数ある場合, 代表的な床板について, その床板単位面積当たりの鉄筋長さを求め, それに同一配筋の床板面積を乗じて鉄筋長さを算出する方法等によることができる。 この場合, 代表的な床板の選定と単位面積当たりの鉄筋長さの適用に当たっては, 床板の配置, 大きさ及びスラブ筋の定着, 連続の関係, 継手等を充分考慮する必要がある。</p>	<p>98</p>	<p>【3)の基準をの解説文を削除とする】</p>	<p>同上</p>	

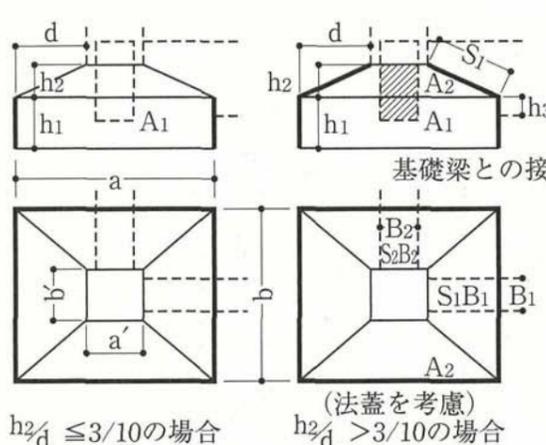
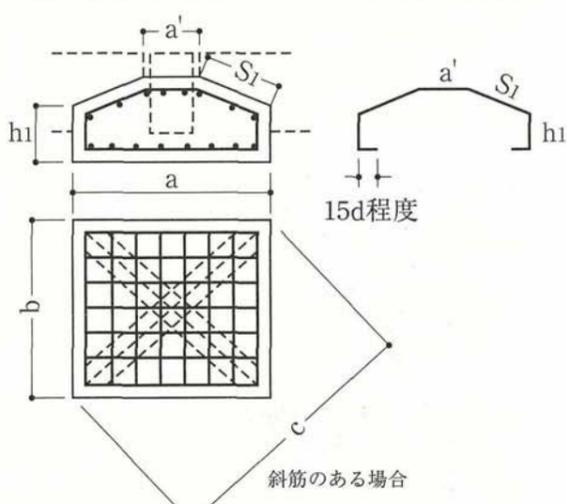
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(5)壁					
1)壁 (壁式構造以外)	③ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <b>計数值</b> とすることができる。	98	【③の基準を削除とする】	計数值について 積算を簡略化する手段の一つとしてではあるが、基準としては明記するのはおかしい。 実数との差異が大きいため、実際に行ってはいない現状。 よって③は、削除としたい。	
	【解説】 ③同一配筋の壁が多数ある場合、代表的なものを選んで壁面積当たりの鉄筋長さを求め、それに同一配筋の壁面積を乗じて鉄筋長さを算出する方法等によることができる。 その場合、代表的な壁の大きさ、開口部の状態等を充分考慮する必要がある。	98～99	【③の基準をの解説文を削除とする】	同上	
2)壁 (壁式構造)					
2)-2 縦筋					
	③ 最上階の縦筋の長さは、屋上床に定着する。その階でとまり上階に壁がない場合もこれに準ずる。	99	/		
	【解説】 ③最上階の縦筋は、屋上床に定着する長さを加えることになる。	100	【一部内容を変更する】 ③最上階の縦筋は、屋上床に定着する長さを加えることになる。 ↓ ③最上階の縦筋は、屋上床板厚に定着する長さを加えることになる。 P100図中の文字変更 屋上床⇒屋上床板	図と記述内容が一致しないので、一部内容を補足する。(解説文のみ修正する)	
	⑦ 同一配筋の壁がある場合には、適切な計算法による <b>計数值</b> とすることができる。	100	【⑦の基準を削除とする】	計数值について 積算を簡略化する手段の一つとしてではあるが、基準としては明記するのはおかしい。 実数との差異が大きいため、実際に行ってはいない現状。 よって⑦は、削除としたい。	
2)-3 壁梁筋	①主筋の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。主筋の定着については設計図書による。壁全長にわたる開口部横補強筋は壁梁主筋と同様とする。原則として設計図書に記載のない場合は、上下主筋とも接続する他の壁に定着する。	103	【内容を一部変更する】 主筋の長さは、壁の内法長さに定着長さを加えた長さとする。…… ↓ 主筋の長さは、壁の長さ(内法長さその他の壁厚)に定着を加えた長さとする。……		

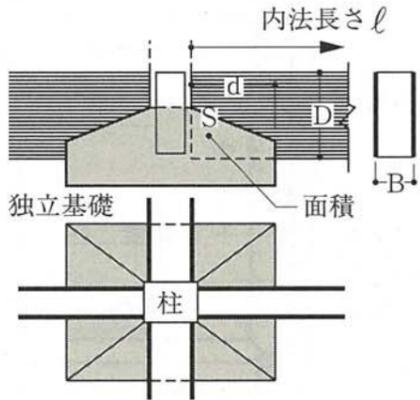
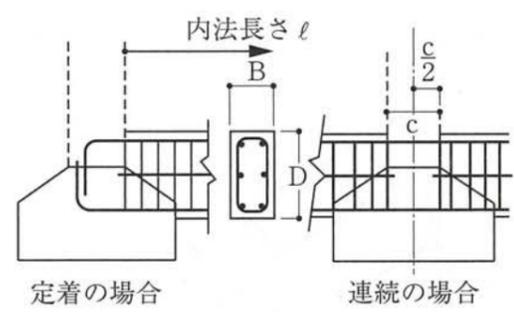
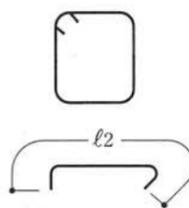
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第4章	鉄骨				
第1節	鉄骨の区分				
(2)梁					
	2) 柱又は梁との接合部材は、接合する「あとの部分」に含める。	108			
	【解説】 2)スプライスプレート、高力ボルト及び溶接等の接合部材は、柱の接合と同様に接合する「あとの部分」に含める規定である。すなわち、接合する大梁又は小梁の部分とすることを原則とした。 なお、ガセットプレート等は設計図書により柱、梁、小梁等の部材として扱い、小梁が取付く大梁のガセットプレート及びスチフナーは小梁の部分として区分する。	108	<p>【挿絵が間違っているので訂正する。】</p> 	挿絵中、梁のWEBが通し材になる部分がかセットプレートが通しになっているので訂正する。	
(5)デッキプレート	現在項目なし	109	<p>【項目追加とする】 (5)デッキプレート 角波形に成形された幅の広い鋼板で、床材、屋根材、又コンクリートスラブの型枠材として利用する。</p>	現在デッキプレートに関する記述がないので追加の項目とした。	
(5)その他	雑鉄骨、付属物、仮設金物に区分する。	109	<p>【追加項目により番号がずれる】 (5)その他 → (6)その他 となる。 「雑鉄骨」表現を「付帯鉄骨」とする。</p>	<p>デッキプレートの新項目挿入により番号をずらす。 内訳書標準書式との整合をとるため雑鉄骨→付帯鉄骨とする。</p>	
	【解説】 柱、梁、間柱、ブレース、階段に接合している部分で、これらの部分以外のものを雑鉄骨といひ、庇、バルコニー、各受架台・ゴンドラ受鉄骨等の屋上工作物がある。付属物には、設備スリーブ、PC版受ファスナー類、デッキプレート受金物等がある。 仮設金物には、昇降タラップ、親綱・安全ネット取付金物等の安全金物と、足場受ブラケット、吊りピース等の架設金物とがある。	109	<p>【雑鉄骨 → 付帯鉄骨とし、解説内容を一部変更する。】 構造図の他、意匠図に記載がある場合があり、本体鉄骨とは区分する。 <b>付帯鉄骨:</b> 屋上目隠し材下地鉄骨、設備機器受架台、建具等取付用下地鉄骨、エレベータ取付下地鉄骨等 <b>付属物:</b> 設備用スリーブ補強、デッキプレート受け、スタッドボルト、アンカーボルト、柱底均しモルタル等 <b>仮設金物:</b> 建方用ピース、親綱取付用ピース、安全ネット取付用ピース、仮設タラップ等</p>	表現、名称を変更し内容を分り易くした。	

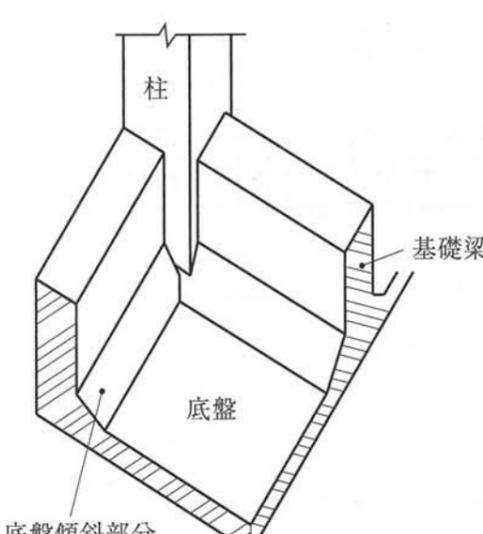
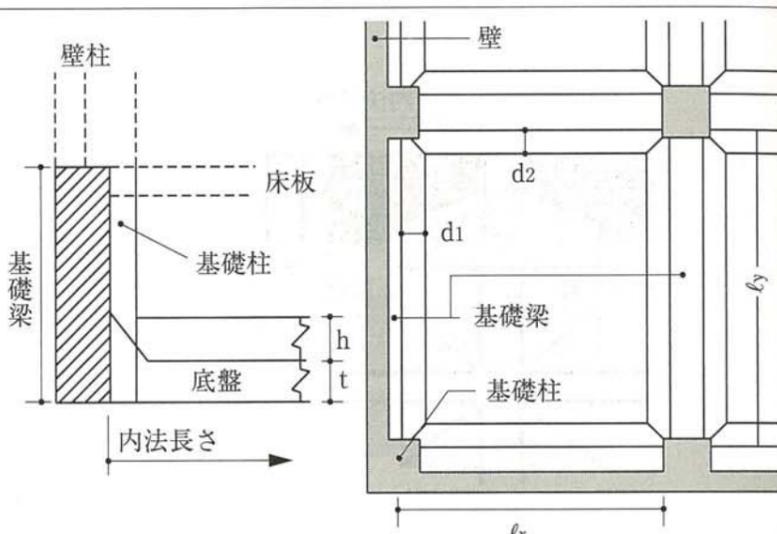
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第2節 鉄骨の					
1通則					
	1) 材料価格に対応する数量は、所要数量とする。	109		ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。	
	3) ボルト類等は原則としてその規格、形状、寸法ごとに個数又は質量に換算したものを設計数量とする。				
	【解説】 ボルト、スタッドボルト等は設計図書によって規格、形状、寸法ごとに個数又は質量に換算して設計数量とするのが原則である。しかし、同種設計の実施例の統計値等が適切なものと判断される場合には、鋼材の設計数量に対する割合等によることができる。  なお、高力ボルトの長さは、接合する板厚による締付け長さに表の「締付け長さに加える長さ」(S)mmを加えた首下寸法とする。 ただし、長さが5mm単位とならない場合は、それぞれの決められた規格の基準寸法に最も近い寸法とする。	110	【内容を一部変更する】 ボルト、スタッドボルト等は設計図書によって……「締付け長さに加える長さ」(S)mmを加えた首下寸法とする。 ただし、長さが5mm単位とならない場合は、それぞれの決められた規格の基準寸法に最も近い寸法とする。  ↓(赤字部分を変更する)  ボルト、スタッドボルト等は設計図書によって……「締付け長さに加える長さ」(S)mmを加えた首下寸法とする。 ただし、長さが5mm単位とならない場合は、端数を2捨3入、又は7捨8入とし、それぞれの決められた規格の基準寸法に最も近い寸法とする。	首下寸法の決め方をきちんと明示するため追加説明を挿入する。(2捨3入、又は7捨8入を挿入する) 【公共建築工事標準仕様書より】	
	4) 溶接は原則として種類に区分し、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さを数量とする。	110			
	【解説】 溶接についての設計数量は工場溶接、現場溶接に区別し一般に積算上用いられているすみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さによる。 設計図書に記載された溶接断面形状ごとに断面積を求め、すみ肉溶接脚長6mmの断面積21.78mm <sup>2</sup> (余盛りを含む)で除して得た6mmすみ肉溶接換算率(K)を乗じて延べ長さを求めることを原則とするが、特殊な溶接については、同一断面ごとの延べ長さを数量とする。	110	【説明追加(赤字部分)】 溶接についての設計数量は…… ……同一断面ごとの延べ長さを数量とする。 又、開先の底部にあて母材とともに溶接される裏あて金は、鋼材、溶接共に計測・計算し、本体鉄骨に計上する。	裏あて金については、現在積算基準に何も明記されていない。 現在の高層建築では、ビルド・ボックス柱等の場合かなりの比率になってくる。(3%程度との話) 建設会社、ファブでは本体工事に参入されている現状より、数量積算はするように考えた。	
	5) 鋼板は原則として設計寸法による面積を計測・計算する。 ただし、複雑な形状のものはその面積に近似する長方形として計測・計算することができる。 なお、全溶接構造の鋼板の場合は、第1編総則5(3)の定めにかかわらず短辺方向は小数点以下第3位まで、計測・計算する。				
	【解説】 ガゼットプレート等の鋼板の数量は設計寸法による面積を設計数量とすることを原則とする。 複雑な形状の計測・計算に当たって通常行われているその形状を含む最小長方形面積(切断によるロスを含んだもの口図)によらず、その面積に近似する長方形に置きかえて口図に示すように計測・計算する。 切断ロス等を含む数量を所要数量として必要なときの割増の標準は7)の項で規定する。	111	【言葉の訂正】 ガゼットプレート  ↓ ガゼットプレート	この部分のみガゼットプレートと表現しているため、他と合わせ語句を変更する。	

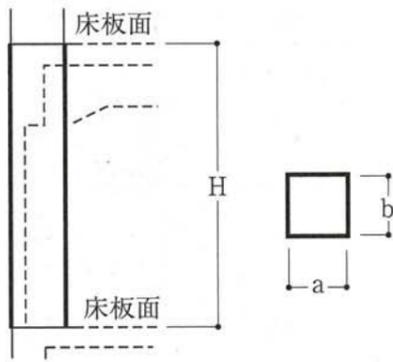
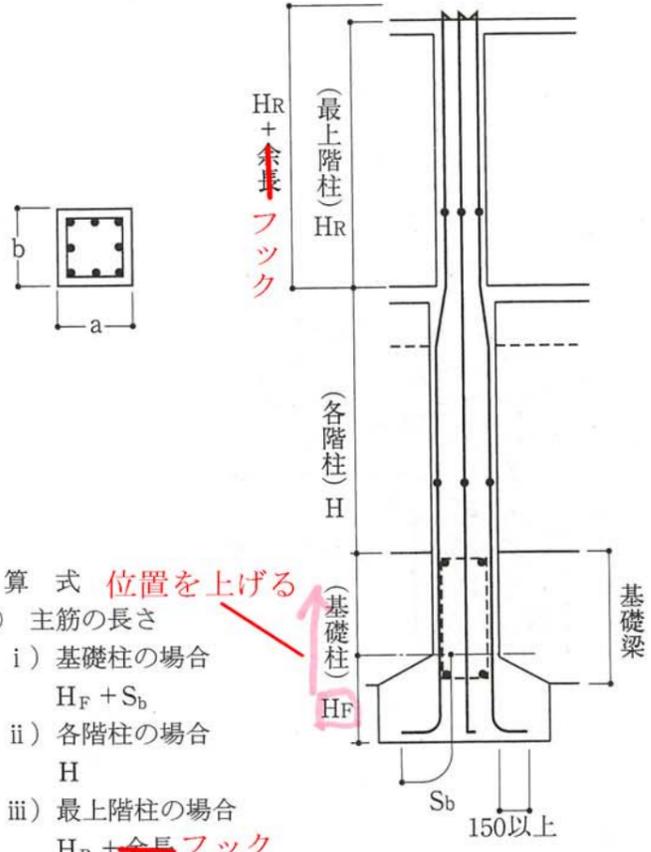
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	7) 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。 形鋼、鋼管及び平鋼 - 5% 広幅平鋼及び鋼板(切板) - 3% ホルト類 - 4% アンカーホルト類 - 0% デッキプレート - 5%	112	【内容の一部変更】 (0%はおかしいので設計数量に変更する)  アンカーホルト類 - 設計数量	数値の根拠が不明 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。	
	【解説】 上記の数値は、設計数量に対して割増する標準的な率を示したものである。 広幅平鋼及び鋼板(切板)については、鉄骨工事専門業者が建築用の鋼板の大部分を切板材で購入使用している現状に合わせて割増率を3%と設定した。なお、広幅平鋼は一般に150mmからが使用されている。 また、アンカーボルト類はロスが発生しないので0%とした。	112	【解説内容を一部変更する】 上記の数値は、設計数量に対して…… ……使用されている。 また、アンカーボルト類はロスは発生しないものとし、設計数量で計測・計算する。	アンカーボルトは、ほとんどが既製品を使用しているのでロスは発生しないと考え内容を変更した。	
2 各部分 の計測 ・計算					
(1)柱					
(2)梁					
(3)ブレース					
(4)階段					
(5)デッキプレート	現在項目なし	115	【項目を追加とする】 設計寸法により計測・計算する。 ただし設計図書に明記のない場合は、梁への掛り代を50mmとする。	デッキプレートについて項目を追加した。	
	【解説】 現在記述なし	115	【解説追加とする】 1)デッキプレートの数量量は、1通則7)によらず、設計数量による材工計上する場合もある。 2)デッキプレートの外周や床開口周り等のコンクリート流れ止めプレートは長さ(m)で計測・計算する。	デッキプレートについて項目を追加した。	
(5)その他 (雑鉄骨、付属物、仮設金物)	設計寸法により計測・計算するものとし、必要があるときは、1通則にかかわらず、形状、寸法、工法の同じものごとに、長さ、面積又はか所数を数量とする。	115	【デッキプレートの項目を追加により番号変更】  (5)その他 → (6)その他 となる。 又「雑鉄骨」→「付帯鉄骨」とする。	通し番号の変更と、一部語句の変更。	

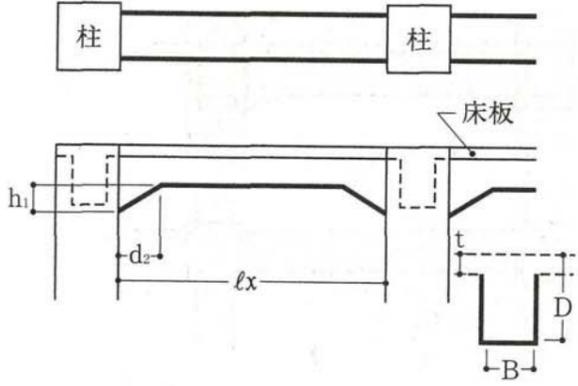
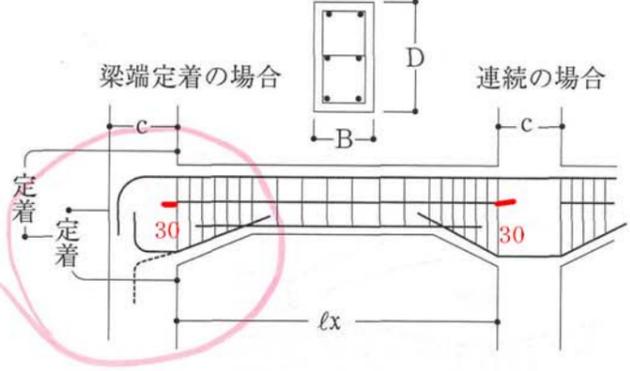
建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第3節 錆止め 塗装の 計測・ 計算					
	3) 錆止め塗装は、適切な統計値又は係数値を用いた略算法によることができる。	115	3)の項目は削除する。	基準の中で特に明記する必要はないので削除と考える。	
	4) 必要があるときは、錆止めの量を鉄骨の質量に対する換算値によることができる。	115	4)の項目は削除する。	基準の中で特に明記する必要はないので削除と考える。	
第4節 耐火被 覆の計 測・計 算					
	4) 現在項目なし	116	【項目を追加とする】 耐火区画間の層間塞ぎは、大きさ別に長さを計測・計算する。	層間塞ぎの項目がないので追加した。	
	挿絵について計算式未記入	116	【計算式の明記がないので追加】 ■左図の下部に追加する。 耐火被覆面積 = $(3B+2H+2a-2t1) \times$ 部材長さ ■右図の下部に追加する。 耐火被覆面積 = $(2B+2A+4a) \times$ 部材長さ	P116の挿絵について、耐火被覆の糸尺を求めるために記号を使って表示しているが、計算式自体が掲載されていないので明記した。	

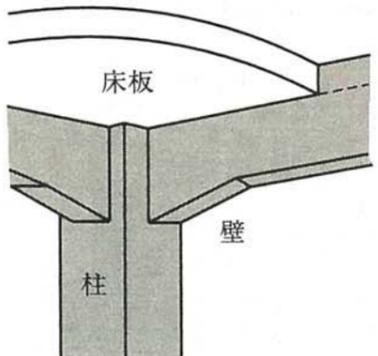
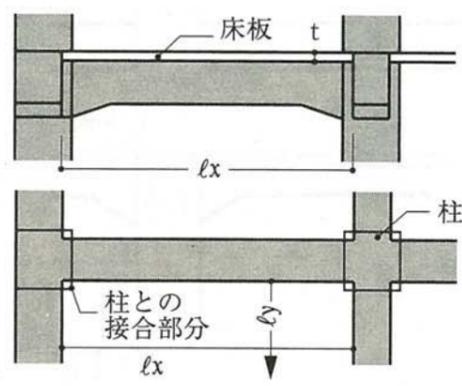
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p><b>表3 躯体参考表</b></p> <p>(1) 独立基礎</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p>  <p><math>h_2/d \leq 3/10</math>の場合      <math>h_2/d &gt; 3/10</math>の場合</p>	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p> 			
<p>計 算 式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <math>\frac{h_2}{d} \leq \frac{3}{10}</math> の場合  <math>A = A_1 = 2h_1(a+b) - (h_3B_1 + h_3B_2)</math></li> <li>○ <math>\frac{h_2}{d} &gt; \frac{3}{10}</math> の場合  <math>A = A_1 + A_2</math>  <math>A_1 = 2h_1(a+b)</math>  <del><math>A_2 = s_1(b+b') + s_2(a+a')</math></del>  <del>ただし <math>s_1B_1 + h_3B_1, s_2B_2 + h_3B_2 &gt; 1 \text{ m}^2</math> の場合</del>  <math>A_2 = s_1(b+b') + s_2(a+a')</math>  <math>- (s_1B_1 + h_3B_1 + s_2B_2 + h_3B_2)</math></li> </ul>	<p>計 算 式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ベース筋の長さ  <math>l = (a \text{ 又は } b)</math></li> <li>○ はかま筋長さの一例  <math>l' = 2(h_1 + s_1) + a' + (15d \times 2)</math></li> <li>○ 斜筋の長さ  <math>l' = c</math></li> </ul>			
<p><b>独立基礎</b></p> <p>(1) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び斜面の面積とする。</p> <p>(2) 接続部については、1通則(2)2)により、斜面については(2)4)による。</p>	<p><b>独立基礎</b></p> <p>(1) ベース筋、斜筋の長さは、1通則1)による。</p> <p>(2) はかま筋等は、設計図書により計測・計算する。</p>			

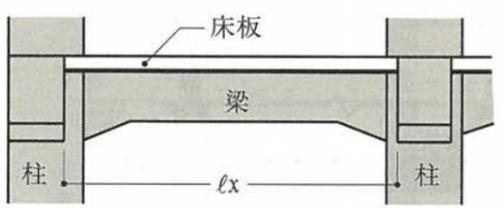
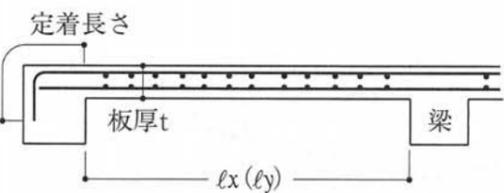
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p>表3 躯体参考表</p> <p>(3) 基礎梁</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p>	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p>			
				
<p>計 算 式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <math>A = 2Dl</math></li> <li>○ 両端とも同様に欠けた場合 (上図)  <math>A = 2Dl - 4S</math>                      (接続部の面積が<math>1.0\text{m}^2</math>を超える場合はこれを独立基礎の型枠から差し引く。)</li> </ul>	<p>計 算 式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主 筋 両端定着の場合：<math>l + \text{定着長さ} \times 2 + j</math>                      (jは重ね継手の場合継手長さ)                      両端連続の場合：<math>l + c + j</math></li> <li>○ スタラップ コンクリートの周長  <math>l_1 = 2(B + D)</math></li> <li>○ 幅 止 筋 コンクリートの幅  <math>l_2 = B</math></li> </ul> 			
<p><b>基礎梁</b></p> <p>型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。接続部については、1通則(2)2)による。</p>	<p><b>基礎梁</b></p> <p>(1) 基礎梁の全長にわたる主筋の長さは、基礎梁の長さとその定着長さを加える。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋などは設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は梁をとおして連続する場合は、定着長さにかえて接続する柱又は梁の幅の1/2を加え、異なる径の主筋が連続する場合は、それぞれ定着するものとする。</p> <p>(2) 連続する基礎梁の全長にわたる主筋の継手については、鉄筋の長さにとらず、基礎梁の長さについて5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとする。ただし、単独基礎梁及び片持基礎梁及び壁式構造の基礎梁の主筋の継手は計測・計算した鉄筋の長さについて径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとし、梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手は設計図書による。重ね継手の長さは表5により、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。</p> <p>(3) スタラップは各基礎梁のコンクリートの設計寸法による周長とし、フックは考慮しない。また、割付本数は1通則7)の規定により計測・計算する。幅止筋の長さはコンクリート幅とし、フックは考慮しない。腹筋の余長は特記又は設計図書によるが、壁式構造では、(5)壁2-4)横筋による。</p>			
— 181 —				

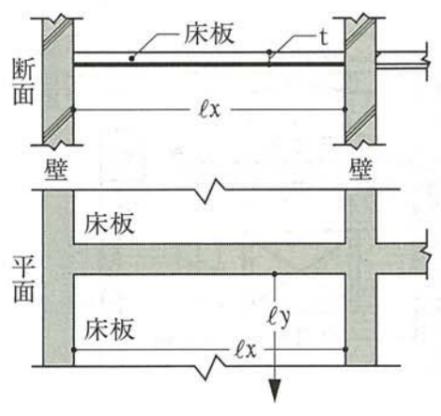
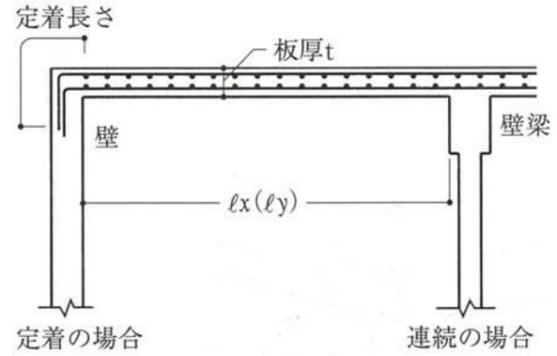
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p><b>表3 躯体参考表</b></p> <p>(4) 底盤 (基礎スラブ)</p>				
<p>図-1 躯体各部分の名称と区分 (範囲)</p> 		<p>計 測</p> <p>図-2 コンクリート体積 (m³)</p> 		
<p>底盤 (基礎スラブ) 独立基礎、布基礎又は基礎梁等に囲まれた内法部分をいう。</p>		<p>計 算 式</p> <p>○ <math>V = l_x l_y (t + h) - V_h</math></p> <p><math>V_h = \frac{h}{6} \left[ \{2 l_x + (l_x - 2 d_1)\} l_y + \{2 (l_x - 2 d_1) + l_x\} (l_y - 2 d_2) \right]</math></p> <p>○ <math>V = l_x l_y t + h \left\{ (l_x - \frac{2}{3} d_1) d_2 + (l_y - \frac{2}{3} d_2) d_1 \right\}</math></p>		
<p>趣 旨</p>		<p>底盤 (基礎スラブ) コンクリートの数量は、設計寸法による盤厚と独立基礎、布基礎又は基礎梁等に接する内法面積とによる体積とする。<del>ただし、柱との取合部分の底盤の欠除はないものとする。</del></p> <p>ただし底板と取り合う基礎柱断面が1か所当り0.5㎡以下の場合、コンクリートの欠徐はないものとする。</p>		

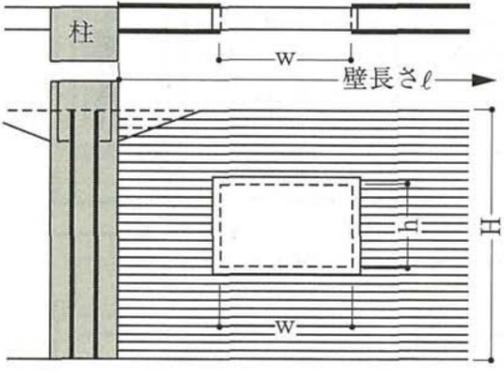
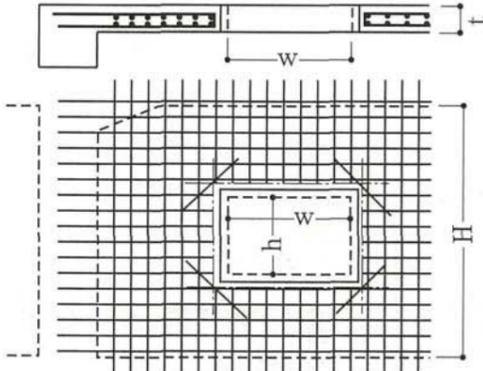
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考	
参考資料					
<p><b>表3 躯体参考表</b></p> <p>(5) 柱</p>					
計 算 の 方 法					
<p>図一3 型枠面積 (㎡)</p> 	<p>図一4 鉄筋の長さ (m)</p> 	<p>計 算 式</p> <p>○ <math>A = 2(a + b)H</math></p>	<p>計 算 式 <b>位置を上げる</b></p> <p>○ 主筋の長さ</p> <p>i) 基礎柱の場合 <math>H_F + S_b</math></p> <p>ii) 各階柱の場合 <math>H</math></p> <p>iii) 最上階柱の場合 <math>H_R + \text{余長フック}</math></p> <p>○ フープ筋の長さ <math>2(a + b)</math></p>	<p><b>柱</b></p> <p>(1) 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。</p> <p>(2) 接続部については1通則(2)2)による。</p>	<p><b>柱</b></p> <p>(1) 主筋の長さは、柱の長さに定着長さ及び余長を加えたものとする。中間階又は階の途中で終り又は始まる主筋の長さは、設計図書により柱断面図に示された階に属するものとする。最上階の主筋については1通則1)による。</p> <p>(2) 主筋の継手は、1通則4)の規定による。ただし、基礎柱については基礎部（基礎柱と基礎）の主筋の長さが3.0m以上の場合は1か所、その他の階の各階柱の全長にわたる主筋については各階ごとに1か所の継手があるものとする。柱の途中で終わり又は始まる主筋の継手については、1通則4)による。径の異なる主筋の継手は、各階1か所とし、その位置は床板上面から1.0mとする。重ね継手の長さは1通則6)により、径の異なる主筋の継手は小径による継手とする。</p> <p>(3) フープは各階ごとに1通則2)及び7)による。</p> <p>(4) 柱頭及び柱脚などの補強筋は設計図書による。</p>
— 185 —					

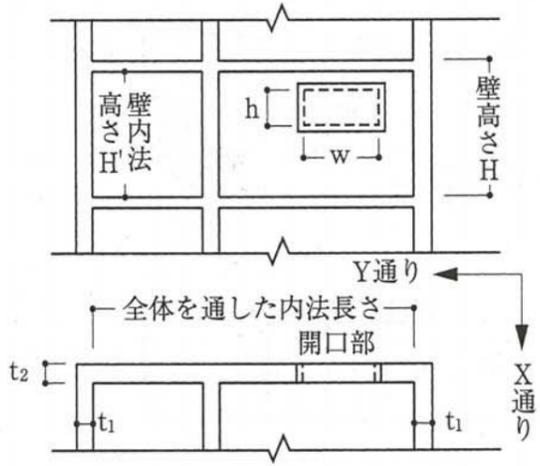
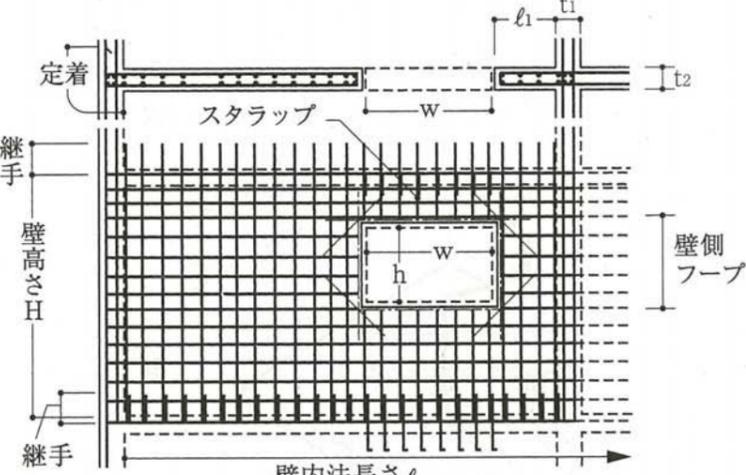
建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考		
参考資料						
<p>表3 躯体参考表</p>						
<p>(6) 梁</p>						
計 算 の 方 法						
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p> 	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p> 	<p>計 算 式</p> <p>○ <math>A = l_x \{ 2 ( D - t ) + B \} + \left\{ \frac{h_1 d_2}{2} \times 4 \right\}</math></p>	<p>計 算 式</p> <p>○ 主 筋                  両端定着の場合：<math>l_1 = l_x + ( \text{定着長さ} \times 2 ) + j</math>                  ( j は重ね継手の場合の継手長さ )                  両端連続の場合：<math>l_1 = l_x + c + j</math></p> <p>○ 腹 筋 <math>l_2 = l_x + 0.03 \times 2</math></p> <p>○ スタラップ <math>l_3 = 2 ( B + D )</math></p> <p>○ 幅 止 筋 <math>l_4 = B</math></p>	<p>梁</p> <p>型枠の数量は、コンクリートの側面及び底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の面積の伸びはないものとする。接続部については1通則(2)2)による。</p>	<p>梁</p> <p>(1) 梁の全長にわたる主筋の長さは、梁の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋などは設計図書による。ただし、同一の径の主筋が柱又は梁をとおして連続する場合は、定着長さにかえて柱又は梁の幅の1/2を加え、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。</p> <p>(2) 連続する梁の全長にわたる主筋の継手については、鉄筋の長さには拘らず、梁の長さについて5.0m未満は0.5か所、5.0m以上10.0m未満は1か所、10.0m以上は2か所あるものとする。ただし、単独梁及び片持梁の主筋の継手は計測・計算した鉄筋の長さについて径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとし、梁の全長にわたる主筋の径が異なる場合の継手は設計図書による。重ね継手の長さは1通則6)により、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。</p> <p>(3) スタラップ及び幅止筋の長さ等は各梁ごとに1通則2),3)及び7)による。  <del>腹筋の余長は、1通則6)による。</del>                  腹筋の余長は設計図書に記載のない場合、第一あばら筋(梁端)より0.03mとする。又継手を設ける場合は、鉄筋径にかかわらず0.15mとする。</p>	

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
<p>表3 躯体参考表 <span style="float: right;">参考資料</span></p>				
<p>(7) 床板 (ラーメン構造)</p>				
<p>図-1 躯体各部分の名称と区分 (範囲)</p>  <p>床板</p> <p>柱</p> <p>壁</p>		計 測		
		<p>図-2 コンクリート体積 (m<sup>3</sup>)</p>		
	<p>図 解</p> 			
	<p>床板</p> <p>柱、梁等に接する水平材の内法部分をいう。片持床板等もこれに準ずる。</p>	<p>計 算 式</p> <p>○ <math>V = l_x l_y t</math></p>		
	<p>趣 旨</p> <p>床板 コンクリートの数量は、設計寸法による板厚と梁等に接する内法面積とによる体積とし、柱との取り合い部分の床板の欠除はないものとする。床板と取り合う柱断面が0.5m<sup>2</sup>以下の場合、コンクリートの欠除はないものとする。</p> <p>開口部については、1通則(1)4)による。</p>			

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p><b>表3 躯体参考表</b></p>				
<p>(7) 床板(ラーメン構造)</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p>	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p>			
				
<p>計 算 式</p> <p>○ <math>A = l_x l_y</math></p>	<p>計 算 式</p>			
<p><b>床板</b></p> <p>型枠の数量は、コンクリートの底面の面積とする。ただし、ハンチのある場合の底面積の伸びはないものとし、また梁の水平ハンチによる底面の欠除はないものとする。</p> <p>開口部については、1 通則(2)3)による。</p>	<p><b>床板</b></p> <p>(1) 床板の全長にわたる主筋の長さは、床板の長さとその定着長さを加えたものとする。トップ筋、ハンチ部分の主筋、補強筋等は設計図書による。ただし、同一の径の主筋が梁等を通して連続する場合は、定着長さにかえて接続する梁等の幅の1/2を加えるものとし、異なる径の主筋が連続する場合はそれぞれ定着するものとする。</p> <p>(2) 連続する床板の全長にわたる主筋の継手については、1 通則4)の規定にかかわらず、床板の長さ4.5m未満は0.5か所、4.5m以上9.0m未満は1か所、9.0m以上13.5m未満は1.5か所あるものとする。ただし、単独床板及び片持床板の主筋の継手は1 通則4)による。</p> <p>重ね継手の長さは、1 通則6)により、径の異なる鉄筋の継手は小径による継手とする。</p> <p><del>(2) 同一配筋の床板については適切な計算法による計数値とすることができる。</del></p>			

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p><b>表3 躯体参考表</b></p>				
<p>(8) 床板(壁式構造)</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p>		<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p>		
				
<p>計 算 式</p> <p>○ <math>A = l_x l_y</math></p>		<p>計算式 (計算例はラーメン構造の梁に準ずる)</p>		
<p><b>床板</b></p> <p>型枠の数量は、床板コンクリートの底面の面積とする。 開口部については、1通則(2)3)による。</p>		<p><b>床板</b></p> <p>(1) 床板の鉄筋長さ、定着、継手は(7)床板(ラーメン構造)による。 <del>(2) 同一配筋の床版については適切な計算法による計数值とすることができる。</del></p>		

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p>表3 躯体参考表</p>				
<p>(9) 壁(ラーメン構造)</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p> 	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p> 			
<p>計 算 式</p> <p>○ wh &gt; 0.5 ㎡の場合</p> $A = 2(lH - wh)$	<p>計 算 式</p> <p>○ 横 筋 (l + 2s)</p> <p>開口部のあるとき (開口部面積が0.5㎡を超える場合)</p> $(l + 2s) - w$ <p>○ 縦 筋 (H + 2s + j)</p> <p>○ 開口部補強筋 図示による</p> <p>○ 幅 止 筋 壁厚 t</p>			
<p>壁</p> <p>(1) 型枠の数量は、コンクリートの側面の面積とする。</p> <p>(2) 接続部については1通則(2)2)により、開口部については1通則(2)3)による。<del>ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠除はないものとする。</del></p>	<p>壁</p> <p>(1) 縦筋、横筋の長さは、接続する柱、梁等に定着するものとし、壁の高さ又は長さ定着長さを加えたものとする。補強筋は設計図書による。</p> <p>(2) 縦筋の継手は原則として各階に1か所あるものとし、開口部腰壁、手摺壁等の継手はないものとする。また、横筋の継手は1通則4)による。</p> <p><del>(3) 同一配筋の壁については適切な計算法による計数值とすることができる。</del></p>			

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
参考資料				
<p><b>表3 躯体参考表</b></p>				
<p>(10) 壁(壁式構造)</p>				
計 算 の 方 法				
<p>図-3 型枠面積 (㎡)</p>	<p>図-4 鉄筋の長さ (m)</p>			
				
<p>計 算 式</p> <p>○ <math>wh &gt; 0.5\text{㎡}</math> の場合</p> $A = lH + lH' + 2t_2H - 2wh$ <p><math>l = \text{全体を通した内法長さ} + 2t_1</math></p>	<p>計 算 式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 端 部 筋 <math>H + \text{定着} + J</math> (継手長さ) + 余長</li> <li>○ 縦 筋 一般階 <math>H + J</math> (継手長さ)</li> <li>最上階 最下階 <math>H + S</math> (定着長さ) + <math>J</math></li> <li>直上階間隔異なる場合 <math>H + 2J</math></li> <li>直上階は <math>H + S</math> (定着長さ)</li> <li>○ 壁梁主筋 <math>l + 2S</math></li> <li>○ 横 筋 <math>l + 2S</math></li> <li>側壁フープの場合 <math>(l_1 + t_1 + t_2) \times 2</math></li> <li>○ 開口補強 図示による</li> <li>○ 幅止筋 壁厚 <math>t_2</math></li> </ul>			
<p><b>壁</b></p> <p>(1) 型枠の数量は、コンクリートの側面及び壁梁底面の面積とする。</p> <p>(2) 接続部については1通則(2)2)による。</p> <p>(3) 開口部については1通則(2)3)による。</p> <p><del>(4) ただし、階段スラブによる壁の型枠の欠除はないものとする。</del></p>	<p><b>壁</b></p> <p>(1) 端 部 筋 (5)2)―1)による。</p> <p>(2) 縦 筋 (5)2)―2)による。</p> <p>(3) 壁 梁 筋 (5)2)―3)による。</p> <p>(4) 横 筋 (5)2)―4)による。</p> <p>(5) 補 強 筋 (5)2)―5)による。</p>			

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
<p>(鉄骨)</p>				
<p>2) 柱, 梁仕口部</p>				
<p>図-3 鉄骨の各部分の積算上の名称並びに区分 (梁仕口部)</p> <p>柱主材 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 梁仕口主材 <span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span></p> <p>梁通しの柱</p> <p>柱通しの柱</p> <p>Y1-Y2断面図</p> <p>Y1-Y2断面図</p> <p>上材に合わせる</p> <p>厚さを揃える</p> <p>柱と梁の区分は工場製作の実態にあわせたもので、ここでいう柱は通常の場合は、柱と柱に接合する梁の仕口部を含む柱部材と梁部材の複合体になっている。</p>				
<p>— 202 —</p>				

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第5編 仕上					
第1章 間仕切 下地					
第1節 間仕切 下地の 定義	1) 間仕切下地とは、各室を区画する壁の骨組 下地をいい、仕上とは切り離して計測・計算 する。	117			
	【解説】 1)間仕切下地は、床下地、天井下地とは異なり、 天井部分のふところ、天井高さの相違から、 壁の仕上から切り離して計測・計算する。	117	【解説の内容を変更する】 1)間仕切下地は、床下地、天井下地とは異なり、 天井部分のふところ高さ、天井高さの相違 から主仕上と表面処理が同じ数量とはならない。 したがって間仕切下地は、壁の仕上から 切り離して計測・計算する。	解説の内容が分かりにくいので、理由を明記して変更する。	
	2) 間仕切下地は、仕上の計測・計算において 躯体の一部とし、準躯体として扱う。	117			
	【解説】 2)間仕切下地は、木造の軸組、コンクリートブ ロック、軽量鉄骨下地、ALCパネル、押出成型セ メント板等であり、各室を仕切る役目は躯体と しての壁と同じであり、考え方をコンクリートの 躯体に対して「準躯体」とする。	117	【文字の校正】 押出成型セメント板等であり  ↓(赤字部分を変更する)  押出成形セメント板等であり	文字間違いの訂正。	
第2節 間仕切 下地の 計測・ 計算					
1 通則					
	3) 間仕切下地の開口部のための補強は、設計 寸法による開口部のか所数又は長さを数量 とする。	117	【内容を変更する】 3)間仕切下地の開口部のための補強は、設計 寸法による開口部のか所数又は長さを数量 とする。  ↓(赤字部分を追加とする)  3)間仕切下地の開口部のための補強は、設計 寸法による開口部のか所数又は補強部材 の長さを数量とする。	分かりやすく補足した。	
	【解説】 3)間仕切下地の開口部のための補強は、設計 図書により計測・計算する。 軽量鉄骨壁下地の場合は、縦枠補強材がス ラブ又は梁下まで達する。したがって、内法寸 法ごとのか所数を数量とする。 また、ALCパネル等の補強は開口部の周長(3 方、4方)を数量とする。	118	【解説の内容を変更する】 3)間仕切下地の開口部のための補強 は、………梁下まで達する。 したがって、内法寸法ごとのか所数を数量と する。 また、ALCパネル等の補強は開口部の周長(3 方、4方)を数量とする。  ↓(赤字部分を変更とする)  3)3)間仕切下地の開口部のための補強 は、………梁下まで達する。 したがって、内法寸法ごとのか所数、又は補 強部材の総長さを数量とする。 また、ALCパネル等の補強も間仕切壁に準 ずるものとする。	上記補足内容にて解説内容も表記 した。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	5) 間仕切下地の組立、接合又は躯体への取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 必要がある時は適切な統計値による。	118	<b>【内容を一部削除とする】</b> 間仕切下地の組立、接合又は躯体への取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 必要がある時は適切な統計値による。	統計値によるは、必要ないと思われるので削除とする。	
	<b>【解説】</b> 間仕切下地を構成する主材料の組立、接合、躯体に取付け、張り付け等のための材料は間仕切下地の構成部材に包含されるものとして計測の対象としない。 なお、補助材料を計上する必要があるときは適切な統計値による。	118	<b>【解説の内容を一部削除とする】</b> 間仕切下地を構成する主材料の組立、接合、躯体に取付け、張り付け等のための材料は間仕切下地の構成部材に包含されるものとして計測の対象としない。 なお、補助材料を計上する必要があるときは適切な統計値による。	統計値によるは、必要ないと思われるので削除とする。	
2 材種による特則					
(1)コンクリート材	コンクリートと明示された間仕切下地の計測・計算に当って、その鉄筋及び型枠は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。	119	/		
	<b>【解説】</b> 仕上図面に明示される垂れ壁、がりょう及び立上り壁等で、躯体として計測しないコンクリート間仕切下地を指しており、この際の間仕切下地の数量は体積ではなく、コンクリート厚、鉄筋のピッチ等を示した面積とする。	119	<b>【解説の内容を一部変更とする】</b> 仕上図面に明示される……この際の間仕切下地の数量は体積ではなく、コンクリート厚、鉄筋のピッチ等を示した面積とする。  ↓(赤字部分を変更とする)  仕上図面に明示される……この際の間仕切下地の数量は体積ではなく、コンクリート厚、鉄筋のピッチ等を示した面積又は寸法別の長さ、か所数とする。	現実の積算に合わせ、長さ、か所数での計上方法を明記した。	
(2) 既製コンクリート材	1) ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、PS板、コンクリートブロック等による間仕切下地は、面積又は設計寸法による枚数を数量とする。	119	<b>【内容を一部削除とする】</b> ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、 <del>PS板</del> 、コンクリートブロック等による間仕切下地は、……を数量とする。	一般にPS板という語句は使われていないので抹消する。	
	<b>【解説】</b> ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、PS板、コンクリートブロック等はその面積を数量とするのが一般的であるが、それらの規格、仕様の特徴も考慮して設計図書の形状、寸法等を示して枚数によって表示してもよい。	119	<b>【解説の内容を一部削除、変更とする】</b> ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、PS板、コンクリートブロック等はその面積を数量とするのが一般的であるが、それらの規格、仕様の特徴も考慮して設計図書の形状、寸法等を示して枚数によって表示してもよい。  ↓(赤字部分を変更とする)  ALCパネル、押出成形セメント板、PC板、 <del>PS板</del> 、コンクリートブロック等はその面積を数量とするのが一般的であるが、それらの規格、仕様の特徴も考慮して設計図書の形状、寸法等を示して枚数によって表示する方法もある。	同上、一部表現を変更。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	2) コンクリートブロック等による間仕切下地の開口補強は、設計寸法による開口部のか所数又は長さを数量とする。	119	/		
	【解説】 コンクリートブロック等による間仕切下地のまぐさ、がりょうは、型式、種別、設計寸法で区別し、開口部のか所数又は長さを数量とする。	119	<p>【解説の内容を一部変更とする】 コンクリートブロック等による間仕切下地のまぐさ、がりょうは、型式、種別、設計寸法で区別し、開口部のか所数又は長さを数量とする。</p> <p>↓(赤字部分を変更とする)</p> <p>コンクリートブロック等による間仕切下地のまぐさ、がりょうは、型式、種別、設計寸法で区別し、開口部のか所数又は片側ブロッカー一枚分ずつ加算した長さを数量とする。</p>	現実の積算に合わせ、補足した。	
	3) コンクリートブロック等による間仕切下地の控え積みは、間仕切下地の一部とし計測・計算する。	119	<p><del>3)</del> コンクリートブロック等による間仕切下地の控え積みは、間仕切下地の一部とし計測・計算する。</p>	この基準にあたる積算事例は、もはやないので基準を削除とする。	
	【解説】 3)地下室の二重壁部分等でコンクリートブロック等による間仕切下地に必要な控え積みは、間仕切下地の一部とし、コンクリートブロック等の面積に加算する。	119	<p>【解説も削除とする】 <del>3)地下室の二重壁部分等でコンクリートブロック等による間仕切下地に必要な控え積みは、間仕切下地の一部とし、コンクリートブロック等の面積に加算する。</del></p>	同上	
	4) 補強鉄筋、充てんコンクリート等は間仕切下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。	119	<p>【削除に伴い番号繰上げ】 4) ⇒ 3)</p>	番号の繰り上げ	
	【解説】 4)コンクリートブロック等による間仕切下地に必要な補強鉄筋、充てんコンクリート及び積みモルタル等は、ブロック等の価格に含まれており、計測の対象としない。	119	<p>【削除に伴い番号繰上げ】 4) ⇒ 3)</p>	同上	
	5) ALCパネル、PC板等における取合いシーリングについては、他部材との取合い部分は計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。	119	<p>【削除に伴い番号繰上げ】 5) ⇒ 4)</p> <p>【一部表現を変更する】 …計測・計算するが、パネル間は計測の対象としない。 ↓ …計測・計算するが、パネル間はパネル工事に含み計測の対象としない。</p>	同上 一部補足追加。	
	【解説】 5)ALCパネル、PC板等のパネル間のシーリングは、パネルの取付工事範囲に含まれるのが一般的である。したがって、パネル間のシーリングは計測の対象としない。 しかし、パネルと他部材(躯体、金属製建具等)との取合いシーリングは計測・計算の対象となる。	119	<p>【削除に伴い番号繰上げ】 5) ⇒ 4)</p>	同上	

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考																
(3) 木材																				
2) 木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、設計寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、設計図書の断面積とによる体積に5%の割増をした体積とする。ただし、長さの短いものなどについては切り使いを考慮するものとする。また、第1編総則5(3)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。	120		5%の根拠が不明。 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。																	
【解説】 2)木材による間仕切下地について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、設計寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、設計図書の断面積とによる体積に5%の割増をした体積とする。 ただし、長さの短いものなどについては切り使いを考慮するものとする。 また、第1編総則5(3)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算の過程における体積については小数点以下第4位とする。	120		5%の根拠が不明。 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。																	
3) 前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。	120	【内容を削除とする】 3)前項の定めにかかわらず、適切な統計値によることができる。	統計値によるは、必要ないと思われるので削除とする。																	
【解説】 3)また、2)の定めにかかわらず、間仕切下地及び床・天井下地の面積について木材の所要数量が実績資料その他により適切な統計値や経験値として得られる場合は、その利用を可能にしたものである。	120	【解説の内容を削除とする】 3)また、2)の定めにかかわらず、間仕切下地及び床・天井下地の面積について木材の所要数量が実績資料その他により適切な統計値や経験値として得られる場合は、その利用を可能にしたものである。	同上																	
(4) 金属材																				
スタッド式軽量鉄骨間仕切においては、スタッド幅及びスタッド間隔ごとに区別して計測・計算する。	120																			
	121	【表の差替え】 建築数量積算基準 ↓ <table border="1" data-bbox="926 1952 1415 2208"> <tr> <th>施工高さ (m)</th> <th>スタッド幅 (mm)</th> </tr> <tr> <td>2.7以下</td> <td>50 (50形)</td> </tr> <tr> <td>4.0以下</td> <td>65 (65形)</td> </tr> <tr> <td>4.0以下</td> <td>75 (75形)</td> </tr> <tr> <td>4.5以下</td> <td>90 (90形)</td> </tr> <tr> <td>5.0以下</td> <td>100 (100形)</td> </tr> </table>	施工高さ (m)	スタッド幅 (mm)	2.7以下	50 (50形)	4.0以下	65 (65形)	4.0以下	75 (75形)	4.5以下	90 (90形)	5.0以下	100 (100形)	施工高さとスタッド幅の表が食い違っているが、内訳標準書式の方が正解なので、差替える。					
施工高さ (m)	スタッド幅 (mm)																			
2.7以下	50 (50形)																			
4.0以下	65 (65形)																			
4.0以下	75 (75形)																			
4.5以下	90 (90形)																			
5.0以下	100 (100形)																			
	内訳標準書式 199	建築工事内訳標準書式 ↓  表14-1 軽量鉄骨壁下地 (「標準仕様書」表14.5.1及び14.5.3) <table border="1" data-bbox="953 2377 1688 2594"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">スタッドの高さによる区分</th> <th colspan="2">スタッドの間隔</th> </tr> <tr> <th>直張り</th> <th>下地張付き</th> </tr> <tr> <td>50形</td> <td>高さ2.7m以下</td> <td rowspan="4">300mm程度</td> <td rowspan="4">450mm程度</td> </tr> <tr> <td>65形</td> <td>高さ4.0m以下</td> </tr> <tr> <td>90形</td> <td>高さ4.0mを超え4.5m以下</td> </tr> <tr> <td>100形</td> <td>高さ4.5mを超え5.0m以下</td> </tr> </table> 199	種類	スタッドの高さによる区分	スタッドの間隔		直張り	下地張付き	50形	高さ2.7m以下	300mm程度	450mm程度	65形	高さ4.0m以下	90形	高さ4.0mを超え4.5m以下	100形	高さ4.5mを超え5.0m以下		
種類	スタッドの高さによる区分	スタッドの間隔																		
		直張り	下地張付き																	
50形	高さ2.7m以下	300mm程度	450mm程度																	
65形	高さ4.0m以下																			
90形	高さ4.0mを超え4.5m以下																			
100形	高さ4.5mを超え5.0m以下																			

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(5) 耐火間仕切	軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切については、軽量鉄骨下地と両面のボードを一括含み、片面面積で計測・計算する。	121	<p><b>【内容に一部追加説明を加える】</b>                      軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切……片面面積で計測・計算する。</p> <p>↓(赤字部分を追加する)</p> <p>軽量鉄骨とボードによる耐火間仕切……片面面積で計測・計算する。                      尚、四周処理は長さにて別に計測・計算する。</p>	四周処理は、別に積算しなければならないため、実際の積算に合わせて追記した。	
	<p><b>【解説】</b>                      ボード系の耐火間仕切は軽鉄下地とボードが一体として施工されるので、このような計測・計算とした。                      耐火間仕切の工種区分は「内外装」とする。                      なお、表面処理については、第2章第2節の仕上の計測・計算により各工種に区分する。</p>	121	<p><b>【解説内容に一部追加説明を加える】</b>                      ボード系の耐火間仕切は軽鉄下地とボードが一体として施工されるので、このような計測・計算とした。耐火間仕切の……</p> <p>↓(赤字部分を追加する)</p> <p>ボード系の耐火間仕切は軽鉄下地とボードが一体として施工されるので、このような計測・計算とした。                      尚、取合部のシーリングや耐火物充填等の四周処理は長さにて別に計測・計算する。                      耐火間仕切の……</p>	同上(説明追加)	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第5編 仕上					
第2章 仕上					
第1節 仕上の 定義と 区分					
2 仕上の 区分					
(2)外 部仕上					
1)屋根・ 外部床	屋根・外部床は、建築物外部の上面又は見下げ面をいう。 床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区別する。	123	<p><b>【屋根の立上り属性を明記】</b></p> <p>↓(赤字部分を追加する)</p> <p>屋根・外部床は、建築物外部の上面又は見下げ面をいう。 <b>屋根の立上り部は屋根に属するもの、</b>床段違いの側面、階段蹴上げ等は床に属するものとし、それぞれに区別する。</p>	屋根立上り部の属性の明記がないので追加した。	
第2節 仕上の 計測・ 計算					
1 通則					
(6)仕上 補助材 料	仕上の組立、接合及び躯体又は準躯体の取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 <b>必要がある、ときは適切な統計値による。</b>	128	<p><b>【内容を一部削除とする】</b></p> <p>仕上の組立、接合及び躯体又は準躯体の取付けのための釘、金物類、モルタル、接着剤等は仕上の構成部材とし、原則として計測の対象としない。 <b>必要がある、ときは適切な統計値による。</b></p>	統計値によるは、必要ないと思われるので削除とする。	
2主仕 上の計 測・計					
(2)欠 徐部分 の処理					
(2)欠 徐部分 の処理	1)各部分の取合による欠徐 壁部分の梁小口、天井又は床部分の柱小口等で、その面積が1か所当り0.5㎡以下のときは、その部分の仕上の欠除は原則としてないものとする。	129	/		
	2)器具による欠徐 衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠除が1か所当り0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	129	<p><b>【内容を変更する】</b></p> <p>衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠除が1か所当り0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>衛生器具、電気器具、換気孔、配管、配線等の器具の類による各部分の仕上の欠徐については、1)各部分の取合による欠徐の定めにかかわらず、主仕上の欠除は原則としてないものとする。</p>	設備器具分の仕上欠徐については、実質図面に明記あることしか減分できないことから欠徐はない基準とした方が良いのでは。 又、設備器具は仕上後に取付することも多い。(照明器具等は天井を張った後に墨出しをする)	
	<b>【解説】</b> 衛生器具(便器、手洗い器等)、電気器具(照明器具、分電盤、配電盤等)、換気孔(浴室、台所の排気孔及び空調用吹出口、吸込口等)配管、配線等の器具類による仕上の欠除で1か所当たりの面積が0.5㎡を超えるものについては差し引く。	129	<p><b>【解説の内容を変更する】</b></p> <p>衛生器具(便器、手洗い器等)、電気器具(照明器具、分電盤、配電盤等)、換気孔(浴室、台所の排気孔及び空調用吹出口、吸込口等)配管、配線等の器具類による仕上の欠除で1か所当たりの面積が0.5㎡を超えるものについては差し引く。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>衛生器具(便器、手洗い器等)、電気器具(照明器具、分電盤、配電盤等)、換気孔(浴室、台所の排気孔及び空調用吹出口、吸込口等)配管、配線等の器具類は設計図にすべて記載されていない場合も多く、1)各部分の取合による欠徐の定めにかかわらず、設備器具による仕上の欠除はないものとして計測・計算する。</p>	同上	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	3) 附合物等による欠徐 面積が1か所当り0.5㎡以下の附合物又は高さもしくは幅が0.05m以下の幅木、回縁、ポーター等による各部分の仕上の欠除は、原則としてないものとする。		<p><b>【内容を一部変更する】</b> 面積が1か所当り0.5㎡以下の附合物又は高さもしくは幅が0.05m以下の幅木、……原則としてないものとする。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>面積が1か所当り0.5㎡以下の附合物又は高さもしくは幅が0.10m以下の幅木、……原則としてないものとする。</p>	標準的な幅木はH0.06～0.10であり、煩雑さを避けるためにも0.1を超える寸法を減分する基準にするべき。 (ゼネコンは上記の基準である)	
	<b>【解説】</b> 附合物で壁面装飾等の面積が0.5㎡以下のもの及び幅木、回縁、ポーター、目地、ノンスリップ等で高さあるいは幅が0.05m以下のものによる仕上面積の欠除はないものとする。 造付家具等については、設計図書により仕上材等を差し引く。	129	<p><b>【解説の内容を一部変更する】</b> 附合物で……高さあるいは幅が0.05m以下のものによる仕上面積の欠除はないものとする。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>附合物で……高さあるいは幅が0.10m以下のものによる仕上面積の欠除はないものとする。</p>	同上	
(3) 凹凸のある仕上	各部分の仕上の凹凸が0.05m以下のものは、原則として凹凸のない仕上とする。ただし、折板等凹凸による成型材については、その凹凸が0.05mを超える場合においても設計寸法による見付面積を数量とする。	129	<p><b>【内容を一部変更する】</b> 各部分の仕上の凹凸が0.05m以下のものは、原則として凹凸のない仕上とする。ただし、……</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>各部分の仕上の凹凸が0.05m以下の場合、原則として凹凸のないものとして見付面積を数量とする。ただし、……</p>	分かりやすい表現にした。	
	<b>【解説】</b> 成型材以外の仕上で凹凸が0.05mを超える場合は、糸幅もしくは延べ長さで凹凸部の面積を計測・計算することとし、折板、波形スレート等の凹凸材(成型材)は、その凹凸が0.05mを超える場合でも見付面積による。 なお、成型材面の塗装等の数量は糸幅を考慮する。	129	<p><b>【解説の内容を一部変更する】</b> 成型材以外の仕上で……見付面積による。なお、成型材面の塗装等の数量は糸幅を考慮する。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>成型材以外の仕上で……見付面積による。ただし、塗装等の表面仕上の数量については糸幅を考慮し計測・計算する。</p>	同上	
(4) 附合物等の計測・計算	附合物等について計測・計算するときは、原則として主仕上の設計寸法に基づく長さ、面積又はか所数を数量とする。 ただし、幅木、回縁、ポーター等の開口部による欠除が1か所当たり0.5m以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	130	/		
	<b>【解説】</b> 内壁等につく幅木、回縁、画棧等の附合物は、内壁の壁長さを長さとして計測・計算し、高さで区別する。 また、幅木、回縁、ポーター等が、たとえば幅のせまい物入扉で中断される場合等で扉幅が1か所当たり0.5m以下のときは、幅木の長さを通して計測・計算し、扉幅は差し引かない。	130	<p><b>【解説の内容を一部変更する】</b> 内壁等につく幅木、回縁、画棧等の附合物は、内壁の壁長さを長さとして計測・計算し、高さで区別する。 また……</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>内壁等につく幅木、回縁、長押等の附合物は、材種、形状、寸法により区分し、内壁の設計寸法に基づく長さを計測・計算する。 また……</p>	分かりやすい表現にした。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(5)役物類の計測・計算	特殊の形状,寸法等による仕上,仕上の出隅,入隅及びこれらに類するもの又は附合物等の役物類は,材種による特則に定めのない限り,原則として設計寸法に基づく長さ又はか所数を数量とする。	130			
	<p>【解説】</p> 役物類を定義すると,石,タイル,左官等の仕上の中でコーナーを含む部分をいい,施工性等を考慮して糸幅を明記した長さを数量とする。 一般の役物価格は,糸幅×長さを平面換算した平面部より高くなっており役物として区別し計測・計算する。 役物については,次のようなものがある。 ・各部分の中にある役物・・・出隅,入隅,笠木,庇鼻等 ・2つの部分の取合部にある役物・・・ポーター,見切縁,幅木,回縁等 ・開口部周辺の役物・・・抱き(見込部分),水切,膳板,額縁等 ・階段まわりの役物・・・階段ポーター,ノンスリップ,ささら幅木,手摺笠木等 ・特殊な形状,屋根まわりの役物・・・棟瓦,けらば包,水切等	130	<p>【解説の内容を一部変更する】</p> 役物類を定義すると,・・・長さを数量とする。 一般の役物価格は,糸幅×長さを平面換算した平面部より高くなっており役物として区別し計測・計算する。 役物については,次のようなものがある。・・・ ↓(赤字部分を変更する) 役物類を定義すると,・・・長さを数量とする。 一般に役物の単価は,糸幅で面積換算した場合より割高になっており役物として区別し計測・計算する。 役物については,次のようなものがある。・・・	分かりやすい表現にした。	
(7)特殊材料等の計測・計算	一般に用いられない材料,特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合等で前各号の定めによらないときはその旨を明記する。	130			
	<p>【解説】</p> 一般に使用されない材料や,著しく高価な特殊材料による壁面もしくは天井仕上等,及び曲面,彎曲仕上等特別な加工を施す必要がある仕上のような場合は,設計図書等にその詳細が指示されることが一般的でありその旨を明記して指示に従って計測・計算する。	131	<p>【解説の内容を一部削除する】</p> 一般に使用されない材料や,著しく高価な特殊材料による壁面もしくは天井仕上等,及び曲面,彎曲仕上等特別な加工を・・・	曲面も湾曲も同じものとし削除する。	
3 材種による特則					
(1)コンクリート材					
	2) 防水押え各種コンクリートについて計測・計算する時は,その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。	131			
	<p>【解説】</p> 2)防水押えコンクリートは,面積又はその面積と平均厚さによる体積を数量とする。 補強メッシュ等についても計測・計算する必要があるときは,メッシュの仕様を明示して,防水押えコンクリートの面積を数量とする。	131	<p>【解説の内容を一部変更する】</p> 2)防水押えコンクリートは,面積又はその面積と平均厚さによる体積を数量とする。 補強メッシュ等についても計測・計算する必要があるときは,メッシュの仕様を明示して,防水押えコンクリートの面積を数量とする。	2)の解説で溶接金網について明記があるが,3)の内容なので分けて独立させた。 補強メッシュ→溶接金網に変更(内訳書標準書式に合わせた)	
	3) 防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測・計算の必要があるときは,防水押えコンクリートの面積を数量とする。	131	<p>【内容を一部変更する】</p> 3)防水押えコンクリートの補強メッシュ等について計測・計算の・・・ ↓(赤字部分を変更する) 3)防水押えコンクリートの溶接金網補強等について計測・計算の・・・	補強メッシュ→溶接金網に変更(内訳書標準書式に合わせた)	
	3) 解説を追加する。	131	<p>【解説】の追加</p> 溶接金網補強等についても計測・計算する必要があるときは,その径,ピッチをを明示して,防水押えコンクリートの面積を数量とする。	2)の解説で溶接金網について明記があるが,3)の内容なので分けて独立させた。 補強メッシュ→溶接金網に変更(内訳書標準書式に合わせた)	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(2)既製 コンク リート材	1) 既製コンクリート材による仕上の計測・計算 については、原則として第1章第2節2の(2)既 製コンクリート材の定めによる。	131			
	【解説】 1)ALCパネル,押出成形セメント板,PC板,PS 板,コンクリートブロック,モルタルれんが等既 製コンクリート材による仕上の数量は,第1章 第2節2の(2)既製コンクリート材の規定を準用 する。	132	【解説の内容を一部削除とする】 1)ALCパネル,押出成形セメント板,PC板,PS 板,コンクリートブロック,モルタルれんが等既 製コンクリート材による仕上の数量は,第1章 第2節2の(2)既製コンクリート材の規定を準用 する。	間仕切工事と同様に、 一般にPS板という語句は使われて いないので抹消する。	
	2) 防水立上り部の押えブロック等について計 測・計算するときは,設計寸法による長さ又は 面積を数量とする。	131	【内容を一部変更する】 2)防水立上り部の押えブロック等について計 測・計算するときは,設計寸法による長さ又は 面積を数量とする。  ↓(赤字部分を変更する)  2)防水立上り部の押えブロックや押出成形セ メント板等について計測・計算するときは,立 上り寸法別の設計寸法による長さ又は面積 を数量とする。	P132の防水図の押えブロックを取り止 めたようにブロック押えはあまり使わ れないようになっている。 成形セメント板を加え一般的な立上 りの説明にした。	
	【解説】 2)長さ又は面積とあるのは,ブロック1段,れん が3段等の場合,面積によるほか,高さ又は段 数を示して延べ長さを数量とする。	132	【解説を削除する】 2)長さ又は面積とあるのは,ブロック1段,れん が3段等の場合,面積によるほか,高さ又は段 数を示して延べ長さを数量とする。	特に解説をする必要はないので削 除する。	
(3)防 水材					
	2) 立上り防水層等の数量は,その立上り寸法と 設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面積 とする。	132	【内容の一部削除】 2)立上り防水層等の数量は,その立上り寸法 と設計寸法に基づく長さ又はこれらによる面 積とする。	必要のない文面の校正。	
(4)石 材	1) 石材による主仕上の計測・計算に当たっ ては,第2章第2節2の(1)計測・計算する寸法 の定めにかかわらず,その主仕上の表面の 寸法を設計寸法とする面積から,建具類等 開口部の内法寸法による面積を差し引いた 面積とする。 ただし,開口部の面積が1か所当たり0.1㎡ 以下のときは,その主仕上の欠除は,原則と してないものとする。	133	【内容を全面的に変更する】 1)石材による主仕上の計測・計算に当たっ ては,第2章第2節2の(1)計測・計算する寸法 の定めにかかわらず,.....ただし,開口部 の面積が1か所当たり0.1㎡以下のとき は,.....原則としてないものとする。  ↓(赤字部分を変更する)  1)石材による主仕上の数量は,最終仕上(磨 き)ごとによる設計寸法による面積,立上り寸 法別の長さ又はか所数による。	現況では,石材が特別高価な材料 とはいえない。 通常の基準,第2章第2節2の(1)計 測・計算する寸法の定めによるもの とする。	
	【解説】 1)石材は,一般的に高価な場合が多いので, 仕上代0.05m以下は仕上代を無視する規定 及び開口部の面積が0.5㎡以下は欠除はな いものとする規定を適用せず,仕上代を加減 した仕上面積を数量と し,開口部についても0.5㎡を0.1㎡と読み替 える。	133	【解説を全面的に削除する】 1)石材は,一般的に高価な場合が多いので, 仕上代0.05m以下は仕上代を無視する規定 及び開口部の面積が0.5㎡以下は欠除はな いものとする規定を適用せず,仕上代を加減 した仕上面積を数量と し,開口部についても0.5㎡を0.1㎡と読み替 える。	同上 全部削除とする。	
	2) 石材による主仕上の数量は,設計寸法による 体積又は個数によることができる。	133	【内容を全面的に削除する】 2)石材による主仕上の数量は,設計寸法によ る体積又は個数によることができる。	体積で計上することはない。	
	【解説】 2)石材による階段,間知石を用いた土留用の 壁等において,石材の体積もしくは形状寸法 を明記しか所数で数量を表示することを可能 にした。	133	【解説内容を全面的に削除する】 2)石材による階段,間知石を用いた土留用の 壁等において,石材の体積もしくは形状寸法 を明記しか所数で数量を表示することを可能 にした。	体積で計上することはない。 他の解説も特に明記する必要がな い。	

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
	3) 石材による主仕上の取付金物,裏込材及び目地仕上等は,主仕上の構成部材とし,原則として計測の対象としない。 必要があるときは設計寸法に基づく面積,長さ又はか所数を数量とする。	133	【削除に伴い番号繰上げ】 3) ⇒ 2)	番号の繰り上げ	
	【解説】 3)石材仕上に必要な取付金物,裏込材,及び目地仕上等は材工ともの合成処理が一般的なので計測の対象にしないことを原則とした。 ただし,下地金物については必要があるときは計測の対象とし,その数量は設計寸法による長さ,か所数あるいは石張りの面積とする。	133	【削除に伴い番号繰上げ】 3) ⇒ 2)	同上	
	4) 石材による幅木,笠木,水切,膳板,額縁,開口部抱き,壁等の出隅小口磨き,ポーター等の数量は,原則として高さ,幅又は糸幅ごとの延べ長さ又はか所数による。	133	【削除に伴い番号繰上げ】 4) ⇒ 3)	同上	
	4)石材の役物類では曲面,面取り,R付,くり型付等はそれぞれ区別して計測・計算する。		【削除に伴い番号繰上げ】 4) ⇒ 3)	同上	
	5) 石材の主仕上の欠除部分の処理については,第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。	133	【内容を全面的に削除する】 <del>5)石材の主仕上の欠除部分の処理については,第2章第2節2の(2)欠除部分の処理の定めにかかわらず次による。</del>	通常の基準、第2章第2節2の(1)計測・計算する寸法の定めによるものとする。 としたためこの項はすべて削除。	
	① 石材による主仕上の壁部分の梁小口,床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは,その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。	133	【内容を全面的に削除する】 <del>①石材による主仕上の壁部分の梁小口,床又は天井部分の柱小口等でその面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは,その部分の主仕上の欠除は原則としてないものとする。</del>	同上	
	② 石材による主仕上の衛生器具,電気器具,配管,配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は,原則としてないものとする。	133	【内容を全面的に削除する】 <del>②石材による主仕上の衛生器具,電気器具,配管,配線等のための孔明加工による各部分の仕上の欠除は,原則としてないものとする。</del>	同上	
	③ 石材による主仕上の表面に取付けられる附合物又は目地等による各部分の仕上の欠除は,原則としてないものとする。	134	【内容を全面的に削除する】 <del>③石材による主仕上の表面に取付けられる附合物又は目地等による各部分の仕上の欠除は,原則としてないものとする。</del>	同上	
	【解説】 5)梁,柱等の小口による主仕上の欠除の処理は,0.5㎡以下を0.1㎡以下と読み替える。また配線,配管の孔明加工及び目地等による主仕上の欠除はないものとする。 ただし,必要に応じて孔明加工のか所数を計測・計算する。	134	【解説内容を全面的に削除する】 <del>5)梁,柱等の小口による主仕上の欠除の処理は,0.5㎡以下を0.1㎡以下と読み替える。また配線,配管の孔明加工及び目地等による主仕上の欠除はないものとする。 ただし,必要に応じて孔明加工のか所数を計測・計算する。</del>	同上	

建築数量積算基準 内容	掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(6)木材				
	2) 木材による開口部の枠、額縁等の材料としての所要数量を求める必要があるときは、ひき立て寸法による設計図書の断面積と、内法寸法による長さの両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さによる体積に、 <b>5%の割増をした体積とする。</b> ひき立て寸法が示されていないときは、設計図書(仕上り寸法)の断面を囲む最小の長方形の辺の長さの両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた寸法をひき立て寸法とする。 ここでは、第1編総則5(3)の定めにかかわらず、断面の辺の長さは小数点以下第3位まで計測・計算するものとし、計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とする。	135		5%の根拠が不明。 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。
	【解説】 2)材料としての木材の所要数量を求める場合、設計図書の断面を割り出すことのできる最小断面としての木材のひき立て寸法(所定の寸法に製材したままの寸法)を計測・計算することとし、内法寸法による長さの両端の接合等のために必要な分として10%の長さを加えたものとする。 <b>そしてさらに5%の割増を行った体積を所要数量とする。</b> ひき立て寸法が示されていないときは、片面仕上りは0.003mを、両面で0.005mを仕上り寸法に加えたものをひき立て寸法とする。 また、計測は木材の断面に関する限り、第1編総則5(3)によらず小数点以下第3位(m)まで計測・計算する。 長さは小数点以下第2位(cm)とする。 計測・計算過程における体積については、小数点以下第4位とするとは、次の例のとおりである。  (計算例が掲載されている)	135		5%の根拠が不明。 ロス率の必要な項目は、ピックアップしておく。
4) 銘木類及び積層材は、 <b>定尺寸法</b> による本数、枚数又は面積を数量とする。	136	【内容を一部変更する】 4)銘木類及び積層材は、 <b>定尺寸法</b> による本数、枚数又は面積を数量とする。  ↓(赤字部分を変更する)  4)銘木類及び積層材は、 <b>設計寸法</b> による本数、枚数又は面積を数量とする。		実情の積算に合わせて変更する。
6) 木材による下地板類について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。 <b>壁胴縁等は仕上下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。</b>	136	【内容を一部変更する】 木材による下地板類について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。 <b>壁胴縁等は仕上下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。</b>  ↓(赤字部分を削除する)  木材による下地板類について計測・計算するときは、原則としてその主仕上の数量による。 <b>壁胴縁等は仕上下地の構成部材とし、原則として計測の対象としない。</b>		「壁胴縁は計測の対象とはしない」ということはないので、同文章は削除するべき。

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
(7)金属材					
	4) 金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算する時は、躯体からの「ふところ」寸法及び根太、野縁等の仕様により区別し、その主仕上の数量による。 尚天井インサートは天井下地の構成部材として計測の対象としない。	137	<p><b>【内容を一部変更する】</b> 4)金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算する時は、……その主仕上の数量による。 尚天井インサートは天井下地の構成部材として計測の対象としない。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>4)金属材による床又は天井の骨組下地について計測・計算する時は、……その主仕上の数量による。 尚天井インサートは天井下地の構成部材として計測の対象としないが、コンクリート造、鉄骨造デッキ面ではインサート設置方法が違うため区分する必要がある。</p>		インサートは取付き材料により単価が異なってくるので区分する必要があり、それを明記した。
(8)左官材					
	2) 左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。	137	<p><b>【内容を全面的に削除する】</b> <del>2)左官材による開口部周囲の見込等の幅が0.05m以下の主仕上で、その開口部等の属する壁等と同一の主仕上によるものは、原則として計測の対象としない。</del></p>		計測の対象とするべき。
	3) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要があるときは表面処理すべき主仕上の数量による。	137	<p><b>【削除に伴い番号繰上げ】</b> 3) ⇒ 2)</p>		番号の繰り上げ
	4) モルタル下地等の左官材による下地類について計測・計算するときは、その主仕上の数量による。	138	<p><b>【削除に伴い番号繰上げ】</b> 4) ⇒ 3)</p>		同上
	5) 建具等の開口部周囲のモルタル充てん等の計測・計算は、内法寸法に基づく周長を数量とする。	138	<p><b>【削除に伴い番号繰上げ】</b> 5) ⇒ 4)</p>		同上
(11)ガラス材					
	7) シーリング、ガスケット等の計測・計算は、ガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。	140	<p><b>【内容を変更する】</b> 7)ガラスシーリングの計測・計算は、ガラスの設計寸法に基づく両面周長(片面長さ×2)を数量とする。 ただし、ガラス材の単価構成(歩掛かり)にガラスシーリングを含んでいる場合には、この限りではない</p>		ガラスシーリングの長さを内訳書標準書式にあわせ両面周長とした。(一般的な考え方に変更)

建築数量積算基準 内容		掲載頁	見直し内容(改正案)	見直し理由	備考
第6編 屋外施設等	屋外施設等の計測・計算については、困障、構内舗装、屋外排水、植栽及びその他工作物に区別して定める。	144			
第2章 構内舗装					
第2節 構内舗装の計測・計算					
1 通則	(1) 舗装の数量は、工種、工法ごとに区分し、縁石及び排水溝等の幅が0.05mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。なお、排水柵等の面積が1か所当り0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	146	<p><b>【内容を一部変更する】</b> 舗装の数量は、工種、工法ごとに区分し、縁石及び排水溝等の幅が0.05mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。なお、……ないものとする。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>舗装の数量は、工種、工法ごとに区分し、縁石及び排水溝等の幅が0.10mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。なお、……ないものとする。</p>	0.10mを超えるものは差し引く基準でよい。(内部仕上に準ずる)	
	<p><b>【解説】</b> 構内舗装の数量は図示の範囲を工種、工法ごとに区分し、縁石及び排水側溝等に囲まれた内法面積を計測・計算する。なお、施工区画内の幅が0.05mを超える縁石及び排水側溝等の面積を差し引く。 排水柵等の記載寸法は柵等の内法寸法であり、柵等の縁幅を含めた面積として欠除の検討を行う。 舗装範囲のすき取り、盛土等は、第3編土工・地業の定めによる。</p>	146	<p><b>【解説内容を一部変更する】</b> 構内舗装の数量は…計測・計算する。なお、施工区画内の幅が0.05mを超える縁石及び排水側溝等の面積を差し引く。 排水柵等の……の定めによる。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>構内舗装の数量は…計測・計算する。なお、施工区画内の幅が0.10mを超える縁石及び排水側溝等の面積を差し引く。 排水柵等の……の定めによる。</p>	同上	
第4章 植栽					
第2節 植栽の計測・計算					
1 各部の計測・計算					
(3) 芝類	芝類の数量は、種類、工法ごとに面積を計測・計算する。なお、排水柵等の面積が1か所当り0.5㎡以下のときは、その欠除は原則としてないものとする。	150			
	<p><b>【解説】</b> 芝張りの工法には、目地張り(平地)、法面(切土)べた張り、法面(盛土)筋芝張り等がある。芝類の数量は、図示の範囲を計測・計算するが計測寸法の明記がない場合は、物差により計測・計算することができる。 なお、芝類の範囲にある1か所0.5㎡以下の排水柵類による欠除はしない。 また、目土は芝類を構成する単価として扱う。</p>	150	<p><b>【解説内容を一部変更】</b> 芝張りの工法には、……等がある 芝類の数量は、図示の範囲を……物差により計測・計算することができる。</p> <p>↓(赤字部分を変更する)</p> <p>屋外施設等としては、……合成単価とする。 舗装・排水工事等の図面は……計測器具等により読み取ることができる。</p>	デジタル処理的なものも含め言葉を訂正。(物差は言葉として使わない)	